

いま新たに『人間の安全保障』を考える

——「人間の安全保障」は21世紀のグローバル・ガバナンスの理念になるか——

福島安紀子¹⁾

- I. 「人間の安全保障」の理念とは何か
- II. 「人間の安全保障」をいかに実践するか
- III. 結びにかえて——「人間の安全保障」は21世紀のグローバル・ガバナンスの柱となりうるのか

◆ はじめに

「人間の安全保障 (Human Security)」という言葉が、国際政治の語彙として始めて登場したのは、国連開発計画 (UNDP) の1994年度版『人間開発報告書』であった。この語彙は冷戦終焉後の安全保障環境の変化に 대응するものとして国際社会から歓迎されるかと期待されたが、蓋をあけてみると賛否両論に分かれた。「人間の安全保障」ほど定義をめぐる激論がたたかわされた国際関係の

1) 本稿は、筆者が2002年から2003年までカナダ、プリティッシュ・コロンビア大学客員教授として赴任中に執筆した「Human Security: Comparing Japanese and Canadian Government Thinking and Practice」と題した論文を出発点として、その後の研究成果をまとめたものである。執筆にあたり、同大学のロイド・アクスワージー教授 (当時、元カナダ外務貿易大臣)、ポール・エバンス教授、ブライアン・ジョブ教授、また、現在在職中の国際交流基金小倉和夫理事長、慶應義塾大学庄司克宏教授、さらにジョゼフ・キャロン駐日カナダ大使のご指導を得た。さらに調査にあたり、日本外務省、国連、欧州安全保障協力機構 (OSCE)、カナダ、ノルウェー、フィンランド、フランス各国外務省関係者並びに有識者のご協力を得た。ここに関係者に感謝したい。なお、本稿中の意見は、あくまで筆者個人のものであることをお断りする。

用語はなかったであろう。その議論の激しさは、「人間の安全保障」が国連総会文書に入ったのはUNDP報告書から11年を経た2005年の国連総会首脳会合の成果文書であったことにも現れていると言えよう。

そして「人間の安全保障」は、9.11米国同時多発テロ、アフガニスタン戦争、イラク戦争等を経て安全保障がいかにあるべきかが改めて議論される中で再び今着目されている。21世紀には、ハードな安全保障とソフトな安全保障の両方が必要であるが、この両者を戦略的及び戦術的に結びつける役割を「人間の安全保障」が果たせるかが問われている。

そこで本稿においては、いま新たな「人間の安全保障」を考察する。まず前半では「人間の安全保障」の理念とは何かを問う。具体的には、①国際関係と安全保障の変容、②「人間の安全保障」の定義は何か、③いま新たな「人間の安全保障」とは何かを取り上げる。そして、後半では、国際政治の各アクター（主体）が「人間の安全保障」をどのように解釈し、推進しているのか、或いは反対しているのかについて、アクター別に分析する。具体的には①グローバル・ガバナンスと「人間の安全保障」、②アジアと「人間の安全保障」、③ヨーロッパと「人間の安全保障」、④日本と「人間の安全保障」、⑤カナダと「人間の安全保障」の動きを俯瞰する。そして、最後に「人間の安全保障」は21世紀のグローバル・ガバナンスの重要な柱となりうるのかを考察する。

I. 「人間の安全保障」の理念とは何か

◆ 国際関係と安全保障の変容

● そもそも安全保障とは何か

安全保障という語彙を用いることに対して、アジア諸国は慎重である。安全保障（security）という語彙は決して古くからある国際政治の用語ではない。むしろ国家の軍事的防衛を意味する国防（national defense）という用語が長く使われてきた。安全保障が国防に代わって使われるようになったのは、第1次

世界大戦後のフランスによる対独包囲網としての多国間同盟政策が共通の脅威に対する政策であったことから、これをさすにふさわしい言葉として「国防」と区別して安全保障政策と呼んだことによるとされている²⁾。

そもそも「security」という言葉は、国家の軍事的な安全保障だけをさすのではなく、日常生活の「身の安全」などの治安維持や社会保障、あるいは安心などを意味する。また、経済的には担保や有価証券などを意味する。英語の「security」という言葉はラテン語の「securitas」に由来し、もともと「se」は「～がない」という意味であり、「cura」は「心配や不安」という意味であるので、「securitas」は「心配のない状態」や「そのような状態を保障する手段」を指し、「元来、国家の安全にとどまらないというよりそれと無関係な広がりのある言葉」³⁾である。しかし、20世紀に入って「安全保障」が国家が外国による侵略から自国を守ること、すなわち国家の安全保障をさす言葉として用いられるようになった。日本語で「安全保障」という場合には、特に国家間において用いられる特殊な用語である。これに対してヨーロッパ言語では社会保障 (social security) の例にみられるように日常生活においても使われている言葉である点で、アジアとはセキュリティの語感が異なることに留意したい⁴⁾。学者の間でもバリー・ブーザンは、安全保障を「政治的なプロセス」⁵⁾であるとしているが、キングとマレーは、オックスフォード辞書では「危険から守られている安全な状態を指す。……不安からの自由で安全と感じられる状態」と主観的な状況とされていることを指摘している⁶⁾。この安全保障という言葉の規範性へ

2) 佐藤誠三郎『「国防」がなぜ『安全保障』になったのか』『外交フォーラム』特別編、1999年、5-6頁

3) 同上。

4) 赤根谷達雄「新しい安全保障の総体的分析」赤根谷達夫・落合浩太郎編『新しい安全保障』論の視座』亜紀書房、2001年、20-21頁

5) Buzan, B., Waever, O. and Wilde, J. *Security: A New Framework for Analysis*, Boulder, CO: Lynne Rienner, 1998.

6) King, G. and Murray, C., "Rethinking HS," *Political Science Quarterly*, 2001-2, p116 (4), available at "<http://gking.harvard.edu/files/hs.pdf>".

の感覚の違いが、後述する「人間の安全保障」という言葉への関係各国の反応の違いにも現れている。

● 「人間の安全保障」という語彙が登場した理由は何か

この「安全保障」に「人間の」が付け加えられた「人間の安全保障」という語彙がなぜ登場してきたのだろうか。それまでの「安全保障」は、誰の安全保障かが問題なのかと言えばウエストファリア条約以来国家であったが、これが「人間」を単位とするものになったのである。このような安全保障の変容が起きた原因は何か。その原因は3つある。

まず、第一の原因は、冷戦終焉による国家間戦争の減少と内戦の増加という国際的な安全保障環境の変化とそれに伴う脅威の多様化である。冷戦終焉により、ソ連が崩壊し、東欧圏の共産党体制が倒れて、東西対立の東側が崩れたことにより二極構造が消滅した。これにより究極的な米ソ核戦争をはじめとして国家間戦争の蓋然性が低減した。一方で、冷戦構造の崩壊は当初期待されたような平和にはつながらなかった。むしろ1990年代には冷戦中に抑えられていたアフリカや南東欧等での国内紛争が頻発し、それが一般市民に多くの犠牲者を生んだ。事例によっては内戦が民族浄化や大量虐殺などの惨劇へと発展した。このような紛争地では市民が貧困にあえぎ、食料にも事欠き、衛生状態も悪く感染症が流行する、難民として国を離れる、あるいは国内で別の地域に避難するといった事象が相次いだ。これらの内戦に見舞われた諸国では政府の統治能力が弱体化・破綻し、事態を收拾できず、破綻国家（failed state）や脆弱国家（weak state）が国際平和を脅かす問題になってきたのである。混乱が続く中で冷戦中のような「戦争がない状態＝平和」では必ずしもなくなった。

このような安全保障環境の変容過程で、安全保障への脅威が、それまでの外敵による侵略や国家間戦争だけではないという認識が広がった。いわば冷戦終焉によって、それまでの領土保全を中心とする国家安全保障のみでは、もはや人々の安全を確保できないという問題意識が生まれ、安全保障を損なう脅威が従来の軍事的なものから非軍事的なものも含めて水平的に拡大したと受け止め

られたのである⁷⁾。そして、このように広がった安全保障上の脅威は「新しい脅威」と呼ばれるようになった。冷戦終焉後の累次の先進国首脳会議の宣言においても1990年代前半には「新しい脅威」という言葉が度々用いられた。また、国連安全保障理事会の議題をみても冷戦後は、国家間紛争が取り上げられるケースが少なくなり、内戦型紛争、紛争予防や平和構築、さらには国際テロ等にその議題が広がってきた。

具体的な「新しい脅威」としては、国内（民族）紛争、民族浄化、大量虐殺、ガヴァナンスの弱体化（破綻国家）、テロリズム、さらには紛争の原因ともなる貧困、大量破壊兵器の拡散、小型武器の移転、対人地雷等が挙げられるようになった。無論このような脅威の拡大について、なんでも安全保障化（*securitization*）することの弊害を批判する声も強い。しかもこれらの脅威はいずれも厳密に言うと必ずしも「新しい」脅威ではない。いずれも冷戦中からあった脅威である。国内紛争の種は冷戦中もあったが冷戦終焉に伴いそれまで冷戦の二極対立という氷河に隠れて外部から見え難かったものが武力紛争として表面化したのである。また、国際テロリズムのように20世紀の前半から国際連盟でその対応策が議論されてきたものも少なくない。貧困、麻薬問題も然りである。それではなにが「新しい」かといえば、これらの問題が安全保障上の脅威として位置づけられるようになったことである。従って、これらの脅威は、戦争などの従来からの「伝統的安全保障」と対比させて「非伝統的安全保障（*non-traditional security*）」ともよばれている。

第二の原因は、グローバル化の進展である。この現象が最も顕著に現れたのが経済のグローバル化であった。インターネットをはじめとして通信技術の発達により、資本と財が急速に国境を越えて移動するようになり、国境の垣根が低くなったと認識された。このグローバル化の影響は経済にとどまらず、安全保障上の脅威にも及び、国境を越えて瞬時に伝播・拡散するようになった。特に新しい脅威の中で国際テロは無論のこと、感染症、環境破壊、難民流出など

7) Emma Rothschild, “What is Security?” *Daedalus*, Summer 1995, pp. 53-90.

が国境を越えたトランスナショナルな課題として認識されるようになった。一地域の脆弱性は、そのインパクトが当該国にとどまらず津波のように広がることが認識され、グローバルな不安（anxiety）として共有されるようになった。

このような中で安全保障が損なわれた場合、究極的な被害が及ぶのは個々の人間である。脅威や危機を防ぎ、万が一紛争に発展した場合に緊急時対応をするには、当該国家が紛争解決の能力を失っている場合も少なからず、また国際機関や国家だけに任せておいてはタイミングを失したり、弱者までなかなか手が回らない。そこで市民社会を含む非国家主体の役割の重要性も増した。ここに従来の国家安全保障だけではグローバル化する新しい脅威に充分に対応しきれないという認識が広まったのである。

第三の原因として安全保障に対する考え方は2001年9月11日に米国を襲った同時多発テロ以降さらに変容してきていることである。9.11テロではニューヨークの世界貿易センタービルが破壊され、未曾有の犠牲者を生み出し世界を震撼させた。超大国である米国本土がテロリストにより攻撃され、ニューヨークという国際ビジネスの中心地が破壊され、米国のみならず多くの国が自国民を失った。まさに前述のグローバル化の進展を痛感させられた事件だった。米国はこのテロ事件を「テロ戦争」と位置づけ、オサマ・ビン・ラディンを捕捉することを目的にアルカイダ掃討のための反テロ戦争をアフガニスタンを舞台に展開した。この当時は国際社会もアメリカに同情し、アフガニスタン戦争を支援し、平和と安定のためにはやはり何といてもハードな安全保障が要であるとの論調が主流になった。

しかし、米国はアフガニスタン戦争を経てもオサマ・ビン・ラディンを捕捉するに至らず、大量破壊兵器開発疑惑もあいまってイラク戦争にも踏み切った。その後アフガニスタン、イラク両国の復興にも手間取り、国内が安定しない状況が続く中で、国際社会、特に欧州はハードな安全保障一本槍では、本当の平和と安全を確保できないのではないかという考え方に振り子が振れている。すなわちハードな安全保障だけでは不十分であり、ソフトな安全保障も含めて復興に取り組むホーリスティックな戦略が必要であり、ハードとソフトの両面を

リンクする概念として「人間の安全保障」が再び今注目されているのである。

● 「人間の安全保障」をめぐる論争

このような背景をもって、個々の人間を安全保障の対象として基本的な単位とする「人間の安全保障」という考え方が登場した。このようにして生まれた「人間の安全保障」そのものに対しては、異論はない。しかしながら、その定義と解釈をめぐる「人間の安全保障」の理念ほど白熱した議論をよんだ国際関係の用語はないだろう。そもそも「人間の安全保障」は、新しい理論なのか、あるいは概念なのか、パラダイムなのか、はたまた政策フレームワークなのかという疑問が呈された。さらに日本では「*Human Security*」を「人間の安全」と訳すのか、「人間の安全保障」と訳すのか、むしろ片仮名で「ヒューマン・セキュリティ」とした方が原語に近いニュアンスが伝わるのかという論争もあった。「人間の安全保障」を後述するネットワークで熱心に推進してきたノルウェーも自国語に適切な訳語がなく、そのため政策としての人間の安全保障の推進に不都合であるとの事情がある⁸⁾。このような訳語をめぐる議論がでてきた背景にはそもそも「人間の安全保障」が本当に「安全保障」の語彙なのか、それとも「開発援助」の語彙なのかという議論がある。

さらには理念が紹介された当初は、「国民」とよばずに「人間」とよばれたことから「人間の安全保障」が従来からの国家安全保障に代わるのかという議論が活発であった。特にリアリストは「人間の安全保障」を論ずるにあたり、国家の安全と個人の安全が対立した場合、「個人の安全を優先すべきである」と言う人が少なくないがこれは見当はずれであり、国家の安全保障が確保されてはじめて人間の安全保障が語れる⁹⁾と批判した。また、国内のガヴァナンスが問題視されることを懸念する国々からは、「人間の安全保障」の名のもとに、国際社会は主権国家の国内問題に介入できるのかとの反駁がなされた。さらに

8) 筆者の2007年2月のノルウェー外務省関係者との面談による。

9) 佐藤誠三郎『『国防』がなぜ『安全保障』になったのか』『外交フォーラム』特別編、1999年11月、4-19頁

「人間の安全保障」の理念に武力行使が「人道的介入」の場合に含まれるのか否かも争点になってきた。その関連では「人間の安全保障」が既存の国際法体系の中に含まれていない用語であるため使いにくいことなどが指摘された。

ちなみに「人間の安全保障」という考え方自体は、新しい着眼点ではない。国際関係論において安全保障の対象を「超国家」、「国家」そして「人間」という3つの次元に分けた場合、「人間」が対象となる基本単位であることは、ケネス・ワルト¹⁰⁾ やバリー・ブーザン¹¹⁾ が論じてきている。しかしながら、20世紀の最初の90年間は、人間の集合体であるところの「国家」が外敵の侵略から国民を守るということ、すなわち、国家安全保障が安全保障の中心的な概念として議論されてきた。そうは言っても、国民を守るべき立場の国家が正当な理由なくして国民の権利を剝奪する、国民を投獄、殺戮するという場合も少なからずあったことは、広く認識されてきたのである。ちなみにカナダ、サイモン・フレーザー大学のアンドリュー・マック教授は、『人間の安全保障報告2005』の冒頭で「この100年間に外国の敵よりも自国政府により多くの人々が殺されてきた」といみじくも指摘している¹²⁾。この「人間の安全保障」をめぐる論争の中で、この10年余熾烈な大議論をよんだのが、その定義と解釈である。

◆ 「人間の安全保障」とは何か

● 「人間の安全保障」とは何か

「人間の安全保障」とは何か。図1に示すように「人間の安全保障」を広義に解釈するのか、狭義に解釈するのか、換言すると「人間の安全保障」に何が

10) Kenneth N. Waltz, *Theory of International Politics*, First Edition, McGraw-Hill, Boston, 1979. *Man, the State, and War: A Theoretical Analysis*, Columbia University Press, New York, 1959.

11) Barry Buzan, *People, States and Fear*, Second Edition, Harvester Wheatsheaf, New York, 1991, pp. 35-56.

12) Human Security Centre, *Human Security Report 2005: War and Peace in the 21st Century*, New York Oxford, Oxford University Press, 2005, p. viii.

含まれ、何が含まれないかが争点になってきた。すなわち、幅広く貧困や感染症などの「欠乏からの自由 (*Freedom from Want*)」なのか、狭く暴力などに絞る「恐怖からの自由 (*Freedom from Fear*)」なのかをめぐって大きな対立が発生した。当初は広義が「欠乏からの自由」、狭義が「恐怖からの自由」をさしていたが、次第にこの2つの集合は重なり合うようになってきた。しかし、図1において広義が狭義の解釈を包含するものの、一部分の集合がずれているのは、人道的介入を広義の解釈では含まないことが多いからであり、また、武力行使を含むか含まないかが広義と狭義の定義の大きな対立軸となってきたからである。

ちなみにこの2つの自由もまた新しい概念ではない。フランクリン・ルーズベルト大統領が1941年の年頭教書演説の中で取り上げた「4つの自由」に「欠乏からの自由」と「恐怖からの自由」は含まれていたのである。ちなみに残りの2つは、「言論・表現の自由」と「信教の自由」であった。そして同年8月にルーズベルト大統領がチャーチル英首相と連名で発表した「大西洋憲章」には、「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」の2つの自由が含まれている。

また、表1には、UNDP、人間の安全保障委員会、カナダ政府、日本政府の「人間の安全保障」の定義を整理して示す。

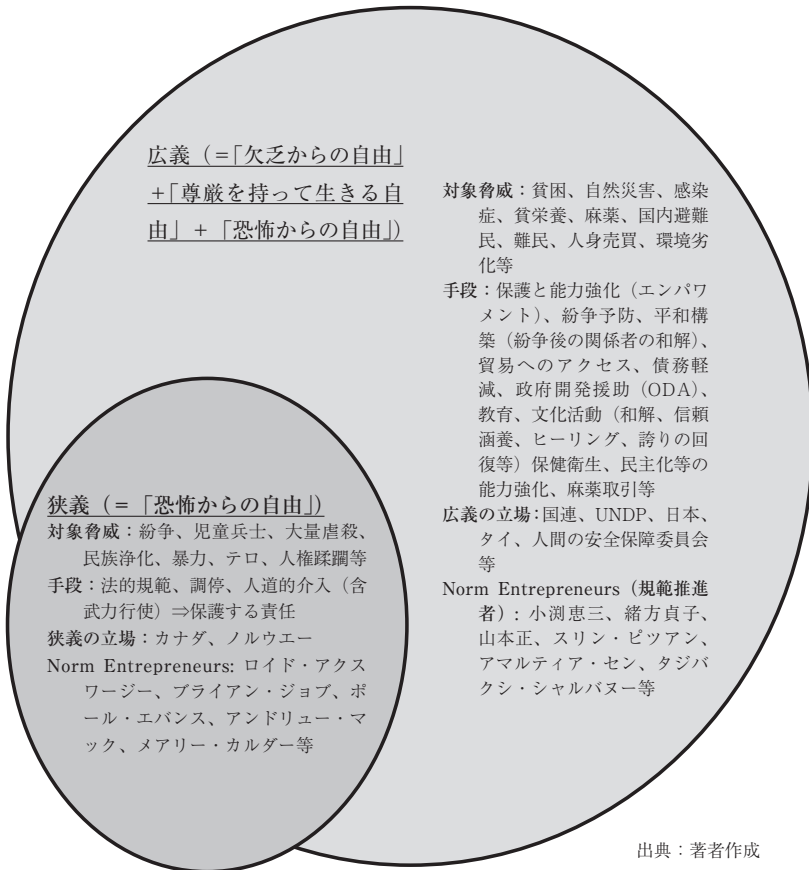
最初に「人間の安全保障」が公式文書で取り上げられたのは、上述のように国連開発計画 (UNDP) の1994年度版『人間開発報告書』である。この中では人間の安全保障は飢餓・疫病・抑圧等の恒常的な脅威からの安全の確保と、日常生活から突然断絶されることからの保護の2点を含む広義の概念として示されている。そして人間の安全保障の対象として経済、食糧、健康、環境、個人、地域社会、政治という7つの脅威を挙げた¹³⁾。

吉田文彦氏は、同報告書は「すべての個人が人間としての能力を最大限に高め、経済・社会・文化・政治などすべての領域で能力を十分に発揮できること

13) UNDP *Human Development Report* New York, Oxford University Press, 1994, pp. 230-234.

を目指した人間開発を進めてこそ、人々が生きていく上での選択の幅が広げられるとして、人間開発を妨げる様々な脅威から人々を守るために人間の安全保障の確保が必要であると提唱した」と指摘している¹⁴⁾。

図1 人間の安全保障の理念：広義 対 狭義¹⁵⁾



14) 吉田文彦『人間の安全保障戦略』岩波書店、2004年、15-16頁

15) 広義と狭義の定義で人道的介入等の武力行使であり、両集合の重なっていない部分がそれに相当する。

また、篠田英朗氏は、同報告書はあくまで開発の重要性を冷戦後の時代に訴えることを目的としているが、「安全保障」という用語を使ったことにより政治学者の関心も集めたと分析している¹⁶⁾。

● 広義の定義とは

広義の定義では、「人間の安全保障」には幅広い課題が包含され、安全保障の手段としては貿易へのアクセス、債務軽減、政府開発援助（ODA）なども含まれる。この代表例が、前述のUNDPの報告書や後述する日本政府が設立支援し、「人間の安全保障」の定義を明確にする使命を与えられた人間の安全保障委員会の最終報告書である。同報告書の中で「人間の安全保障」は「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」と定義されているが、以下のように解釈されている。

「人間の安全保障」とは、人が生きていく上でなくてはならない基本的自由を擁護し、広範かつ深刻な脅威や状況から人間を守ることである。また、「人間の安全保障」は、人間に本来備わっている強さと希望に拠って立ち、人々が生存・生活・尊厳を享受するために必要な基本的手段を手にすることができるよう、政治・社会・環境・経済・軍事・文化といった制度を一体として作り上げていくことをも意味する。

「生」の中枢とは、人が享受すべき基本的な権利と自由を指す。しかし、何が人にとってかけがえがなく、生きていく上でなくてはならないものであり、決定的な意味を持つかは、個人によっても社会によっても異なる。だからこそ「人間の安全保障」はダイナミックな概念でなければならず、委員会はこの概念を構成する要素を列挙するようなことは避けた¹⁷⁾。

16) 篠田英朗「安全保障概念の多義化と『人間の安全保障』」広島大学平和科学研究センター編『IPSHR研究報告シリーズ研究報告No.31：人間の安全保障論の再検討』2004年、66頁

17) 人間の安全保障委員会報告書『安全保障の今日的課題』朝日新聞社、2003年、11頁

表 1 「人間の安全保障」の定義—国際機関、政府等による¹⁾

	定義	広義・狭義	安全保障の対象	対象脅威	戦略
UNDP1994年 報告書	飢餓、疾病、抑圧等の恒常的な脅威からの安全確保。日常生活から突然遮断されることからの保護	広義	欠乏からの自由 + 恐怖からの自由	7つの脅威：経済、食糧、健康、環境、個人、地域社会、政治	国家、国際社会とグループによる活動の調整、開発を中心とする。
人間の安全保障委員会最終報告書	人間の生にとっけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること	広義	人間とコミュニケーションの生存、生活、尊厳(恐怖からの自由 + 欠乏からの自由 + 尊厳をもって生きる自由)	広範かつ深刻な脅威	脅威からの擁護(保護) + エンパワメント(能力強化)、人々が生存・生活・尊厳を享受するために必要な基本的手段を手にする事ができるよう、政治・社会・環境・経済・軍事・文化といった制度を一体として作り上げていく。
カナダ政府	人間の権利、安全、あるいは生命への脅威からの自由	狭義	恐怖、権利、安全、生命の自由(恐怖からの自由)	武力衝突、暴力、人権侵害、公共の不安全(public insecurity)、組織犯罪、対人地雷	人間の保護、紛争予防、ガヴァナンス、平和支援活動、小型武器、人道的介入、対人地雷禁止、児童兵士保護等
日本政府	貧困、環境破壊、紛争、感染症などの危機や脅威に晒された人々の生命や生活設計、尊厳を保護し、能力を強化することにより、全ての人の自由と可能性を実現することである ²⁾ 。	広義	恐怖からの自由 + 欠乏からの自由 + 威厳をもって生きる自由	貧困、環境破壊、薬物、国際組織犯罪、エイズ等感染症、紛争、難民流出、対人地雷など ³⁾	人間の安全保障基金、ODA、開発援助などを通じ、人間並びにコミュニティのエンパワメントにより強靱な能力を開発する。

注 1) 人間の安全保障委員会報告書、UNDP1994報告書、日本政府、カナダ政府の関連パンフレット等から作成
 2) 日本外務省国際社会協力部国際政策課、パンフレット「人間の安全保障基金」国際連合広報センター発行 (東京)、2003年、2頁、高須幸雄外務省人間の安全保障担当大使スピーチ(第2回国連改革に関するパブリックフォーラム、2006年2月2日、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hs/presen_060202.html)
 3) 日本外務省国内広報課、パンフレット「人間の安全保障：21世紀を人間中心の世紀とするために」平成13年3月

このような定義に対して、G77諸国は「人間の安全保障」が西側諸国が自らの価値観と秩序を押し付け、さらには国内問題に介入してくる口実になるのではないかと恐れている。また、人間の安全保障が援助をうける新たなコンディショナリティになるのではないかも懸念している¹⁸⁾。

● 狭義の定義とは

このような広義の解釈に対して「人間の安全保障」の名の下に安全保障の範囲を拡大することに強く反対し、武力紛争からの人とコミュニティの暴力からの保護に焦点を絞って人間の安全保障を考えることを主張する声がある。いわゆる「恐怖からの自由」とよばれ、内戦状態におかれた人々の安全保障に焦点を絞る。このような狭義の解釈の立場を取る人々も最近では広義の解釈を全面的に否定するわけではなく、政策上のアドボカシーとしての広義の解釈は認められているが、分析や実践のためにはあくまで暴力に集中して取り組むべしとしている。

例えば、狭義の立場の代表格であるアンドリュー・マックは、『人間の安全保障報告2005』の中で、

人間の安全保障を推進する人々は個人の保護がその主たる目的であるという点では意見が一致する。しかし、正確にどの脅威から個人を守るのかというところでコンセンサスは崩れる。狭義の人間の安全保障を主張する人たちは個人への暴力的な脅威に焦点を絞る……

大量虐殺から個人の尊厳までの多様な脅威をまとめた概念はアドボカシーには有益かもしれないが、政策分析には限られた効用しかない。それが故にこれだけ引用されている1994年のUNDP人間開発報告書が提示した人間の安全保障の概念が研究プログラムの指針には用いられていない¹⁹⁾。

18) Tadjbakhsh, Shahrbanou and Chenoy, Anuradha M. *Human Security: Concepts and Implications*, Routledge, London and New York, 2007, p. 35.

と述べている。

これに対して人間の安全保障委員会で緒方貞子氏とともに共同議長をつとめたアマルティア・セン・ハーバード大学教授は、「人間の安全保障はさまざまな方法で脅かされており、身体的な暴力はそうしたもののひとつにすぎません」と反論する²⁰⁾。そして、「人間の安全保障は、人間の生活を脅かすさまざまな不安を減らし、可能であればそれらを排除することを目的としています」²¹⁾と広義の解釈を論じている。

● 激しい定義論争

このように「人間の安全保障」の定義をめぐることは、その概念の是非をも含めて広義か狭義かの論争が展開されてきた。表1に示したように、このような様々な定義の中でも「恐怖からの自由」を重視するカナダやノルウェーなどと、「欠乏からの自由」を重視し、平和の定着を実践し、幅広く環境問題から感染症などの多様な脅威に取り組み、人道的介入、特に武力行使を「人間の安全保障」に含めない考え方の日本やタイ等との間の考え方の違いが強調され、本来ならグローバルな協力の対象となるはずの「人間の安全保障」が日加間の対立軸にさえなってきた。そのため、それぞれの国の「人間の安全保障」という政策フレームワークでのイニシャティブや実践もこの解釈の差異により線引きがなされてきた。しかしながら、日本もカナダも近年では両方の解釈を容認しつつ、実践においてどちらかの考え方に軸足を置いているという差異に狭まってきた。

また、一部の学者も「人間の安全保障」に取り組んできているが、広義から

19) Human Security Centre, The University of British Columbia, Canada, *Human Security Report 2005: War and Peace in the 21st Century*, New York Oxford, Oxford University Press 2005, viii.

20) アマルティア・セン、東郷えりか訳『人間の安全保障』集英社新書、2006年、9-10頁

21) 同上

狭義までその考え方は様々である。ある意味で学者の人数だけ定義があると言っても過言ではない状況である。図1に示したようにNorm Entrepreneurs(規範推進者)とよばれる学者の中でも立場は異なる。もうひとつ定義論争で特徴的なのは、狭義の立場に立つ者は、広義の解釈を曖昧模糊としており、なんでも安全保障にしてしまう(securitize)ことの愚を指摘し、学問的に成立しないと非難している点である。そしてわざわざ「人間の安全保障」とよぶことの付加価値は何かを問う。一方、広義の立場に立つ者は狭義の解釈は伝統的安全保障の域をでておらず、そのため現在の安全保障の要件を満たさないなどと批判している。

また、「人間の安全保障」については、UNDPの1994年版『人間開発報告書』にはじまったことに体现されているように数名の有識者の発案を受け国際機関から議論がはじまり、その後政治家や各国政府が政策として取り上げ、しばらくして学者による議論がはじまったというユニークな理念の広がり方をしていることも特徴のひとつである。

● 論争の収斂へ

このような定義論争の中からも10年余を経て「人間の安全保障」をめぐる議論の収斂ポイントも見えてきている。まず第1に安全保障はもはや国家のみが独占する課題ではない。第2に「国家安全保障」と「人間の安全保障」は相互補完関係にあり、二者択一ではない。第3に脅威という概念は、伝統的な紛争、暴力、核兵器の拡散等の物理的な脅威に留まらず、経済、人権侵害、社会問題なども包含する点については広義、狭義の立場を問わず共通の理解になってきている。特に第2の「国家安全保障」と「人間の安全保障」の関係について、現在では人間の安全保障は、国家安全保障を否定するのではなく補完するものであり、新しい脅威に対して人間に注目して考える人間の安全保障も必要だという認識が次第に共有されるようになってきている。特にアフガニスタン戦争、イラク戦争を経て、ハードな安全保障も重要であるがソフトな安全保障もあわせて考えていかなければならないとの論調が生まれており、「人間の安全保障」

の理念が改めて注目されている。

もっとも、米国では2006年9月に発表されたヘリテージ財団の報告書において、「人間の安全保障」が国家安全保障を代替し、多国間機構、特に国連において国家ではなく人間を基本単位としようという考え方は誤っているとの指摘がなされており、この対立軸が完全に解消したわけではない²²⁾。

「人間の安全保障」の理念をめぐる論争は、一部収斂の兆しをみせているものの、対立が残ることから、広義と狭義の定義を橋渡ししようと、福祉、尊厳や生存が損なわれる「閾値 (threshold)」を設けようという提案もある。すなわち、脅威をその原因で分類するのではなく、深刻度で測り、人間の安全保障の対象とするか否かを決めようと言う考え方である²³⁾。しかしながら、事例によって脅かされている安全が異なることから、この閾値方式も容易ではない。

◆ いま、新たな「人間の安全保障」とは何か

UNDP1994年版『人間開発報告書』に「人間の安全保障」が取り上げられてから10年余を経て、「人間の安全保障」の語彙は、上述のようによく国連加盟国による総会文書の認めるところとなり、2005年国連総会首脳会合の成果文書に含まれた。また、カナダと日本の「人間の安全保障」をめぐる考え方の違いの象徴となってきた人道的介入についても「保護する責任 (Responsibility to Protect)」の考え方が後述するように成果文書の中にひとつのフレームワークを付して認められ、「人間の安全保障」をめぐる考え方のギャップが狭まり

22) The Heritage Foundation, *Reclaiming the Language of Freedom at the United Nations, Heritage Special Report*, September 6 2006, pp. 48-49.

23) Owen, Taylor, "Human Security -Conflict, Critique and Consensus: Colloquium Remarks and a Proposal for a Threshold-Based Definition," in P. Burgess and T. Owen eds., "What is Human Security," Comments by 21 authors, Special Issue of *Security Dialogue*, 35 September, 2004, p. 384.

つつあるといわれている。

そして、このような議論を経て、「人間の安全保障」は理念というよりはひとつの政策ラベルであるという考え方が共有されるようになり、定義の段階から実践の段階に入ったといわれる。その代表的な解釈が篠田英朗氏と上杉勇司氏の指摘するところの「人間の安全保障は、一つの思想的な立場としてではなく、喫緊の国際的な政策課題を包括的に扱うための視点としてみなされるべきである。人間の安全保障の視点を含むことによって、現実問題の解決に向けた効果的な対応や取り組みが可能になるのであれば、この分析視角には極めて重要な政策論的価値がある」である²⁴⁾。

また、これまで「人間の安全保障」に対しては冷淡であり、地域機構のレベルでは取り上げてこなかったヨーロッパやアジアの地域機構が、最近「人間の安全保障」に着目していることも興味深い。後述するように欧州では、9.11米国同時多発テロ後一旦ハードな安全保障の重要性に関心の振り子が大きく振れたが、アフガニスタン戦争、イラク戦争を経て、それぞれの平和構築のプロセスの中で再びソフトな安全保障の必要性に振れ戻している。その中で「人間の安全保障」がEU部隊の派遣、OSCEの紛争予防活動などのコンテキストで注目されている。また、当初は日本やタイを除いて関心を示さなかったアジアでも「人間の安全保障」が受け入れられ始めており、APEC首脳会議の議長サマリーではテロ対策の経済面が中心ではあるが、「人間の安全保障」という項目まで設けられている。さらにはかねてより「人間の安全保障」に熱心な日本やカナダもさらなる新たな取り組みを示しており、日本の場合は、人間の安全保障フレンズ会合を提案・主催し、カナダの場合には後述するように第3世代の「人間の安全保障」として都市部の暴力を課題として取り上げている。

24) 篠田英朗・上杉勇司「新しい平和構築のアプローチを求めて」篠田英朗・上杉勇司編『紛争と人間の安全保障』国際書院、2005年、291頁

Ⅱ. 「人間の安全保障」をいかに実践するか

活発な定義論争が行われた中で、前述のように「人間の安全保障」の真価は、どのように実践（operationalize）できるかにかかっているという方向に議論が収斂している。これを第Ⅱ部では検証する。「人間の安全保障」は、国連等の国際機関で実践されている他、欧州やアジアの地域機構においても取り上げられはじめている。

◆ グローバル・ガバナンスと「人間の安全保障」

● グローバル・ガバナンスとは何か

それではグローバル・ガバナンスにおいては、「人間の安全保障」はどのように取り上げられてきたのか。これを論じる前にまず、グローバル・ガバナンスとは何かを述べておきたい。グローバル・ガバナンスという語彙もまた様々な意味で用いられている。グローバル・ガバナンスは、古くは国際連盟を生んだ1920年代にも国際関係論の中で展開された。しかし、近年グローバル化の進展とともに再登場してきた用語であり、ヘドリー・ブルの『アナーキカル・ソサエティ』²⁵⁾で論じられたアナーキーな国際関係においてガバナンスはどのように行われるかという視点で特にヤングらによってレジーム論として展開されている。ヤングは、グローバル・ガバナンスを「共通の問題について集合的選択を行うための制度」であり、「イシュー別に各種アクター間で形成される個別のガバナンス・システムである」と記述している²⁶⁾。田中明彦東京大学教授は、グローバル・ガバナンスを「世界的な公共性を目指すポリティックス」と位置づけ、「世界には……いま（世界）政府と呼んでいいようなものは存在しない。その世界である種、公共性を求めたポリティックス

25) Hedley Bull, *The Anarchical Society*, New York: Columbia University Press, 1976.

26) Oran R. Young, *Governance in World Affairs*, Ithaca: Cornell U.P., 1999, p. 5.

が行われるとすれば、それはガバメントと言うわけにはいかない。なんと呼ぶかということで国際政治の中で使われるようになったのが「ガヴァナンス」であるとしている²⁷⁾。横田洋三中央大学教授によるとグローバル・ガヴァナンスという語彙は、

過去数十年にわたって進行してきた国際問題の脱国家化、言い換えると国際問題の地球化の現象に対応する概念として、開発にたずさわる世界銀行や国連開発計画（UNDP）によって提唱され、それが次第に国際関係の議論の場において用いられ定着してきたのである。……すなわちグローバル・ガヴァナンスとは、地球的規模の問題に適切に対処する能力のことである²⁸⁾。

このようにグローバル・ガヴァナンス論は、国際秩序をアナーキーと見るリアリスト的視座と対照的に国際システムにおける秩序の形成を論じてきた。つまり、世界政府が存在しない中で主権国家が並存するアナーキーな国際社会の中で事実上どういう秩序があるかという視点である。グローバル・ガヴァナンスも様々な定義が試みられてきている。例えば、最も代表的なものとしてここではグローバル・ガヴァナンス委員会の定義を紹介しておきたい。

グローバル・ガヴァナンスは公私を問わず、個人そして機構が彼らの共通の事項を管理する多くの方法の全体である。それは、対立するあるいは多様な利益を調整し、あるいは協力的な行為がとられる継続的な過程である。それは、遵守を強制することを付与されたフォーマルな機構やレジームを含むとともに、人々や機構が合意したか、彼らの共通の利益となると考えたインフォーマルな枠組をも含むものである²⁹⁾。

27) 田中明彦「グローバル・ガヴァナンス——規範・制度・主体」『社会科学研究』（東京大学社会科学研究所紀要）、第52巻第6号、2001年、87頁

28) NIRA・横田洋三・久保文明・大芝亮編『グローバル・ガヴァナンス：新たな脅威と国連とアメリカ』日本経済評論社、2006年、4頁

この定義では、グローバル・ガヴァナンスの主体は国家、非国家の両方を含み、目的は共通の課題、方法はフォーマル、インフォーマルの両方を含み、利益を調整し、協力的な行為が行動規範となっている。

● 「人間の安全保障」とグローバル・ガヴァナンス

グローバル化する安全保障の課題にどう応えるのかというのが、国家を超えた「人間の安全保障」の目的である。その主体となるものは、山本吉宣青山学院大学教授が指摘されるように非国家主体を含めて多様であるが、そのひとつが国家間の協調システム³⁰⁾であり、すなわち国際機構である。

「人間の安全保障」という語彙は、反発もあったがこの10年余の間に少しずつ国際社会でも浸透している側面もある。例えば、国際会議では1999年G8外相会議（ケルン）や2003年G8首脳会議（エヴィアン）の宣言等の中に用いられた。また、国際機構では、前述のUNDP以外に国連本部において、まず、ブトロス・ガリ国連事務総長が1992年の「平和への課題」において平和創造や平和維持などに言及した中で国連の「人間の安全保障への総合的なアプローチ」に触れている³¹⁾。より本格的には1999年コフィ・アナン国連事務総長がミレニアム報告の中で「人間の安全保障」を取り上げて、加盟国にその必要性を訴えた。さらに国連創立60周年を控えて国連事務総長が国連改革の方向性を諮問したハイレベル・パネルは、国連が設立された60年前には想像されなかった脅威に対する対応として「人間の安全保障」を取り上げ、国連がこれから取り組むべき不可欠の課題であるとして以下のように記述した。

国連は1945年に再び世界大戦の惨事が繰り返されぬように「後世の世

29) Richard Petrella, "Globalization and Internationalization: The Dynamics of the Emerging World Order," in Robert Boyer and Daniel Drache, eds, *States against Markets: The limits of Globalization* London: Routledge, 1996, pp. 62-83.

30) 山本吉宣 「安全保障：グローバル・ガヴァナンスの境界領域」渡邊昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス 政府なき秩序の模索』東京大学出版会、2001年、223-229頁

代が戦争に苦しめられることを救うために」設立された。60年を経て、今日そして今後我々が直面する安全保障の最大の脅威は国家間の侵略戦争を超えたものであることはよく知られている。脅威は貧困、感染症、環境劣化、戦争、国家内の暴力、さらには核、科学、生物兵器の拡散や使用、テロ、そして越境組織犯罪にまで及ぶ。脅威は非国家主体からも国家主体からも発生し、人間の安全保障も国家安全保障も脅かす。

国連の創設者達は国家安全保障を念頭においた。従って新しい集団安全保障体制の創設といった場合には伝統的な軍事的な意味をこめた。すなわち加盟国全体が1国への侵略は、全体への侵略とみなす体制を組み、集団で対応することを約束した。しかしながら、創設者達は人間の安全保障の考えが注目を集める遥か前から、安全保障、経済開発、人間の自由の不可分性もよく理解していたのである。国連憲章の冒頭で、国連は「基本的人権への信念を再確認」し、「より大きな自由を求めて社会の発展とよりよい生活水準を推進すべく」設立されると謳われている³²⁾。

このハイ・レベル・パネルの勧告を受けて、コフィ・アナン事務総長が2005年3月に発表した「より大きな自由を求めて (In Larger Freedom)」と題した国連改革案でも「人間の安全保障」が取り上げられ、「恐怖からの自由」「欠乏からの自由」に「尊厳をもって生きる自由 (freedom to live in dignity)」が付け加えられた³³⁾。さらに同事務総長はこれらの自由を推進するために集団的な安全保障システムを構築する必要があることを説いた³⁴⁾。そして、前述のように、創立60周年を記念して2005年9月に開催された国連総会首脳会合の成果文書には、1995年にコペンハーゲンで開催された国連社会開発世界サミットで

31) United Nations (1992) 'An Agenda for Peace: Preventive Diplomacy, Peacekeeping,' Report of the Secretary General Boutros Boutros Ghali, 17 June, available at "<http://www.un.org/Does?SG/agpeace.html>".

32) The Report of the Secretary-General's High-level Panel on Threats, Challenges and Change, *A more secure world: Our shared responsibility*, December 2004, p. 15.

人間の安全保障の文言が一部の加盟国の反対で宣言に採用されなかった時から10年を経て、単独のパラグラフとして「人間の安全保障」が下記のように取り上げられたのである。

人間の安全保障

143. 我々は、人間が自由と尊厳を持ち、貧困と絶望から解放されて生きる権利を持つことを強調する。すべての人は、特に弱い立場の人々が恐怖と欠乏から自由に生き、すべての権利を享受し、人間としての潜在力を充分に開発する平等な権利を持つことを認識する。そのために、総会において人間の安全保障の理念を議論し、定義することを約束する³⁵⁾。

「人間の安全保障」についてこのような理解が国連加盟国に共有されたことは、「人間の安全保障」が今後グローバル・ガバナンスで実践されていく可能性を生み出したものとして注目したい。また、このパラグラフが挿入されたことにより「脅威からの自由」「欠乏からの自由」「尊厳を持って生きる自由」の広義の解釈が主流化したという意見もある³⁶⁾。また、かねてより日本をはじめとする国々とカナダ、ノルウェーなどの国々との分水嶺になってきた武力行使を含む人道的介入を「人間の安全保障」の中を含めるかという点については、「保護する責任 (*Responsibility to Protect*)」という考え方が成果文書の138パラから142パラに入ったことにより、また、下記のように人道的介入が国連

33) U.N. Secretary-General, “In Larger Freedom: Towards Development, Security and Human Rights for All,” A/59/2005, U.N.General Assembly, 59th Sess., March 21, 2005. “<http://www.un.org/largerfreedom>.”

34) Kofi Annan, “In Larger Freedom: Decision Time at the UN,” *Foreign Affairs*, Vol.84, No.3 May/June 2005.

35) United Nations, General Assembly, Resolution 60/1, 2005 World Summit Outcome, A/RES/60/1, para.143.

36) 2007年7月の筆者による国連本部、日本政府国連代表部におけるインタビューによる。

憲章第7章にもとづく措置と明確にされたことにより縮まったといえる。成果文書では、大量虐殺、戦争犯罪、民族浄化ならびに人類に対する犯罪から人々を守る責任はまずそれぞれの国家にあるとされている。その上で国際社会が国連を通じて国連憲章の第6章と第8章に基づき適切な外交的、人道的、あるいはその他の平和的手段を用いて人々をこれらの犯罪から守る責任があるとしている。それでも、国家が人々を守れない場合は、国連憲章第7章措置も含めて安全保障理事会を通じて必要な手段をとる責任があることをのべている³⁷⁾。このように事態によっては武力介入も辞さないが、それは国連安保理で決議が採択され、第7章措置が必要となった場合に限定された。

この「保護する責任」の考え方は、そもそも2000年9月のコソボ空爆以降、カナダ国内で人道的介入が問題となり、コフィ・アナン国連事務総長の人道的介入と国家の主権をどのように調整するかについて新しい国際的なコンセンサスをつくらうという呼びかけにカナダがこたえて、イニシアティブをとり、介入と国家主権に関する独立国際委員会 (the International Commission on Intervention and State Sovereignty: ICISS) を設置し、その委員会報告書³⁸⁾で勧告されたものである。豪州の元外務大臣で現インターナショナル・クライシス・グループ理事長のガレス・エバンス氏とアルジェリアの外交官で国連事務総長の特別代表モハメッド・サヌーン氏がこの委員会の共同議長を務めた。このICISS報告では人道的介入について「介入する権利」ではなく「保護する責任」という視座をとり、この考え方はハイレベル・パネル報告書にも反映され、成果文書でも取り上げられたものである。この人道的介入の基準が明確になったことでメキシコやインドの例に見られる様に人間の安全保障に対する抵抗感が弱まったといえよう。

また、国連安保理の決議に基づいて派遣された平和活動の中にも人間の安全

37) United Nations, General Assembly, Resolution 60/1, 2005 World Summit Outcome, A/RES/60/1, para.139.

38) The Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty, *The Responsibility to Protect*, December 2001.

保障の活動が見出されるという論もある。大泉敬子津田塾大学教授は、ソマリアにおけるUNITAFからUNOSOMIIの活動期においても国連が守ろうとしたのは国家でも国民でもなく、「個々の人間であり、その生命と暮らしと尊厳」ではなかったかとしている³⁹⁾。今後平和構築活動の中で、特に国家のガバナンスが破綻している場合、国際社会、特に国際機構による平和活動が人間の安全保障的な性格を帯びていくことが予想され、平和構築における人間の安全保障的視点が注目されている。篠田英朗氏は、「平和構築は、人間の安全保障の一分野として考えることが出来る。武力紛争が人間の安全に対する脅威であることは間違いなく、紛争が起こらない社会をつくる平和構築は人間の安全保障の観点からも推進されるべきである」として、「文化交流も平和構築であり、経済援助も平和構築になりうる。……紛争の原因が文化的摩擦に起因しているため文化交流が極めて効果的な平和構築である場合もあるだろうし、貧困が原因で紛争が助長されたので経済支援が強く求められる平和構築策もある」⁴⁰⁾と述べている。武者小路公秀大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター所長は、「今われわれが住んでいる世界が、人間の不安全状況に置かれている」として、特に南から北への移住者と南に踏みとどまっている人々のコミュニティをエンパワーし、活性化するための「人間の安全保障協力」を訴えている⁴¹⁾。

このような経緯を経て、「人間の安全保障」は、グローバル・ガバナンスにおいても実践される段階に入った。しかしながら多くの国が武力行使を含めた「保護する責任」の重要性は認めたが、人道的介入との関係ではまだ及び腰である。また、狭義の「人間の安全保障」については南の途上国の中には、人権ばかりが前面に押し出されて、二重基準を北の先進国から押し付けられるので

39) 大泉敬子「ソマリアにおける国連活動の人的干渉性と国家主権のかかわり——人間の安全保障型平和活動への道」『国際法外交雑誌』国際法学会、2000年、第99巻第5号、5頁

40) 篠田英朗「人間の安全保障の観点からみたアフリカの平和構築」望月克哉編『人間の安全保障の射程』アジア経済研究所、IDE-JETRO研究双書、No.550、2006年、25頁

41) 武者小路公秀『人間安全保障論序説』国際書院、2003年、262-263頁

はないかという反発も残っている。

前述のUNDPに加えて、国連専門機関のひとつであるUNESCOも2000年に平和と人間の安全保障フォーラム (SecuriPax Forum) を立ち上げ、グローバルな議論を展開している。UNESCOは東アジア、中央アジア、ラテンアメリカ、ヨーロッパなど各地域別に「人間の安全保障」を議論し、アンケート調査も実施している。この努力の延長線上に地域別の文化の側面からの人間の安全保障議論が深まることが期待される。

成果文書に基づく国連改革の議論の先行きが不透明な中でグローバル・ガヴァナンスのレベルで「人間の安全保障」をどのように実践していくかが問われる。グローバル・ガヴァナンスの次元では後述する日本政府が国連に設置し、国連人道問題調整部 (OCHA) 人間の安全保障ユニットが運用している、人間の安全保障基金を通じて様々なプロジェクトが実施されている。

◆ アジアと「人間の安全保障」

● 「人間の安全保障」に逡巡したアジア

このようにグローバル・ガヴァナンスにおいてはようやく「人間の安全保障」という語彙も受け入れられるようになってきているが、アジア地域ではどうだろうか。最初に「人間の安全保障」が国際場裡で話題になったときには、日本とタイを除くアジア各国政府の受け止め方は良く言って慎重であり、中には冷淡、さらには敵対的なものもあった。「人間の安全保障」はそもそもパキスタン人のハク博士が考え出した理念であるにもかかわらず、同じアジアの中でこのような反応が生まれた背景には、前述のように「人間の安全保障」の理念が広義の定義の場合曖昧模糊としており、正確な意味がつかみにくいことがある。その上アジアにおいては規範的な意味で安全保障という言葉は伝統的な主権を損なう可能性があるという警戒感があり、中国などは「人間の安全保障」という用語を隠れ蓑にして他国、広くは国際社会が人権問題、環境、貧困などの内政に干渉してくるのではないかと懸念した。それが故に、中国の関係

者は、冷戦後の拡大した安全保障上の脅威を「非伝統的安全保障」という呼び方をし、これを「新しい安全保障概念」として協調的アプローチを推奨してきた。

しかしながら、その中国も次第に「人間の安全保障」という用語をアジア地域の公式文書に入れることに同意するようになった。中国の主権重視の姿勢は変わらないものの伝統的な国家安全保障の理念にのみ固執するのではなく、グローバル化と地域統合の時代には「人間の安全保障」を含む新しい安全保障の考え方にも理解を示すようになった⁴²⁾。例えば、中国の学者が「人間の安全保障と社会保障は国家安全保障の基礎であることを明確にすべきである。……人間の安全や社会の安定を犠牲にして国家安全保障を求めることは問題の根源ではなく症状だけを治療しようとするようなものである」⁴³⁾と論じている。この意見が中国の多数の意見を代表するわけではないが、このような論調がでてきたことは、「人間の安全保障」に対する中国の姿勢の変化を表しているといえよう。そのほかのアジア諸国も次第に「人間の安全保障」に対して肯定的な見方をするようになってきた。

このようにアジア諸国の「人間の安全保障」に対する姿勢が肯定的に変わった背景には、スリン・ピツワン・タイ元外務大臣のように現職当時から広義の「人間の安全保障」を積極的に推進し、人間の安全保障委員会のメンバーとしても活躍したいわゆる規範推進者（Norm Entrepreneur）の存在がある。ちなみにタイ政府は人間の安全保障省も設置している。さらに1997年アジア金融危機、1999年SARSの流行、鳥インフルエンザの流行、2001年の9.11などの国際テロ、2004年のインド・インドネシア津波、2005年のパキスタン地震など伝統

42) Chu Shulong, *China and Human Security* (Vancouver: Program on Canada-Asia Policy Studies, North Pacific Policy Paper #8, 2002) .

43) Wang Yizhou, "China Facing Non-Traditional Security: A Report on Capacity Building," in R. Emmers, M. Caballero-Anthony and A.Acharya eds., *Studying Non-Traditional Security in Asia: Trends and Issues*, Singapore, Marshall Cavendish Academic, 2006, p. 66.

的安全保障上の脅威ではないが、アジアを震撼させ、その影響が国境を越え、地域全体の人々の暮らしに及んだ出来事が相次いだことが挙げられよう。ちなみにこれらの事件は人命を奪い、経済の急激な悪化を惹起したばかりではなく、伝統的な安全保障にも影響を与えたのである。例えば、アジア経済危機はスハルト政権の存続を不可能にした面もあった。また2004年の津波はアチェとスリランカの紛争に影響を与えた。前者については収束の方向に、後者については紛争の悪化というベクトルの方向性は逆であったが、影響を与えた。アチェでは地域全体が津波により廃墟と化し、その復興は地域社会の結束が必要となり、マスコミの取材が活発になりゲリラ（GAM）とインドネシア国軍も対立しにくくなり、紛争の解決につながったが、スリランカでは津波の被害を受けたのは海岸部分のみでコロンボなど内陸部では全く影響が無く、津波後むしろ紛争当事者の対決がより先鋭化していった。このような地域共通の体験を経たこと、国連総会文書に人間の安全保障と保護する責任という文言が挿入されたことによりアジアでは広義の人間の安全保障という言葉が次第に受け入れられるようになった。メリー・カラベローアンソニー南洋理工大学教授は「人間の安全保障は個人とコミュニティの脅威を強調して新たに台頭する脅威や不確実性が増える中で反響をえるようになってきている」と観察している⁴⁴⁾。

● アジアの地域機構と「人間の安全保障」

アジア地域機構の文書にも「人間の安全保障」の言葉が挿入されるようになっている。

例えば、ASEANでは1999年11月にマニラで開催された第3回非公式首脳会合において賢人会議が議論したテーマのひとつとして「人間の安全保障」が議長のパレスステートメントの中に含まれた。また2000年11月のシンガポールに

44) Mely Callabero-Anthony and Ralf Emmers, "Understanding the Dynamics of Securitized Non-traditional Security," in Mely Caballero-Anthony, Ralf Emmers, Amitav Acharya eds, *Non-traditional Security in Asia*, Ashgate Hampshire, England, 2006, p. 1.

における第4回ASEAN非公式首脳会合に提出されたASEAN賢人会議のヴィジョン2020に関する報告の中で「(ASEANの) 長期的な目的は人間の安全保障の実現とASEAN地域全体の発展である」と言及された⁴⁵⁾。さらに2001年11月にブルネイのバンダル・スリ・ベガワンで開催された第7回ASEAN首脳会合におけるHIV/AIDSに関する宣言でもHIV/AIDSの脅威という脈絡の中で「人間の安全保障」が言及された⁴⁶⁾。また、ビエンチャンで開催された第10回首脳会議では「ASEAN社会文化コミュニティ・アクション・プラン」の中で「人間の安全保障」が言及された⁴⁷⁾。しかし、2005年12月のクアラルンプールのASEAN首脳会議では、「人間の安全保障」は言及されなかった。

一方、ASEAN+ 3首脳会合では、これまで議長声明の中では「人間の安全保障」は取り上げられていないが、東アジア・ヴィジョン・グループという有識者のグループが設置され、ASEAN+ 3の将来像を提言した2001年の「東アジア共同体をめざして」と題した報告書の中では「人間の安全保障」と福祉増進を共同体構築の目標とするということが謳われた⁴⁸⁾。また、この報告書を検討した政府間の組織であった東アジア・スタディ・グループもヴィジョン・グループよりは弱いトーンであったが「人間の安全保障」を地域協力のテーマのひとつと位置づけた⁴⁹⁾。

他方、アジアの安全保障を議題とするASEAN地域フォーラム（ARF）の場合には、「人間の安全保障」は毎年の閣僚会議の議長声明では言及されていない

45) ASEAN Eminent Persons Group *Vision 2020*, November 2000, Singapore.
“<http://www.aseansec.org/5304.htm>”

46) 7th ASEAN Summit Declaration on HIV/AIDS, Brunei Darussalam, 5 November 2001.“<http://www.aseansec.org/8582.htm>”

47) The ASEAN Socio-Cultural Community (ASCC) Plan of Action, November 2004, para.6.
“<http://www.aseansec.org/16832.htm>”

48) East Asia Vision Group Report 2001, *Towards an East Asian Community: Region of Peace, Prosperity and Progress*, 2001, p. 7.
“<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/report2001.pdf>”

い。しかし、インターセッションル会合などのサイドイベントで2度「人間の安全保障」が言及されている。最初は、2004年に非合法的な麻薬売買が脅威になるという脈絡で「人間の安全保障」が、信頼醸成措置に関するインターセッションル・サポート・グループの「共同議長サマリーレポート」の中で言及された⁵⁰⁾。さらに、ARF諸国における安全保障観の変化に関するARFワークショップの共同議長サマリーにおいて「人間の安全保障」が安全保障協力の一面であるとの言及がなされた⁵¹⁾。

他方、アジア太平洋経済協力（APEC）会議の首脳会議の宣言では、かなりの議論を重ねた後に2003年のバンコクの宣言で項目として「人間の安全保障増進のために」が入り、「APEC諸国の経済の繁栄ばかりではなく、『人間の安全保障（the security of people）』を確保するという補完的な使命のためにAPECを活用することに合意した」という文言が盛り込まれた⁵²⁾。以来「人間の安全保障」は、「*human security*」という表現で2004年⁵³⁾、2005年⁵⁴⁾、2006年⁵⁵⁾の

49) Final Report of the East Asia Study Group, 4 November 2002.

“<http://www.aseansec.org/pdf/easg.pdf>”

50) Co-chairs' Summary Report of the Meeting of the ASEAN Regional Forum Inter-Sessional Support Group on Confidence Building Measures, Yangon, Myanmar, 11-14 April 2004, para.15.

“<http://www.aseansec.org/16096.htm>”

51) Co-Chairs' Summary Report of the ARF Workshop on “Evolving Changes in the Security Perceptions of the ARF Countries,” Ulaanbaatar, 21-22 June 2005.

“<https://www.aseanregionalforum.org/Default.aspx?tabid=67>”

52) 2003 Leaders' Declaration, “Bangkok Declaration on Partnership for the Future,” Bangkok, Thailand, 21 October 2003, “http://www.apec.org/apec/leaders_declarations/2003.html”

53) 2004 Leaders' Declaration, 12th APEC Economic Leaders' Meeting, Santiago Declaration “One Community, Our Future,” Santiago de Chile, 20-21 November 2004, “http://www.apec.org/leaders_declarations/2004.html”

54) 2005 Leaders' Declaration, 13th APEC Economic Leaders' Meeting, Busan Declaration, Busan, Korea, 18-19 November 2005, “http://www.apec.org/apec/leaders_declarations/2005.html”

首脳宣言にも採用され、具体的な対象とする脅威としてテロ、航空旅客の保護、エネルギー、HIV/AIDS、SARSや鳥インフルエンザを含む感染症が挙げられている。このように見てくるとAPECにおける「人間の安全保障」はアメリカのテロに焦点を絞った考え方とアジア諸国の広義の解釈のハイブリッドである。また、人権が「人間の安全保障」と並列で記載されており、「人間の安全保障」の中に人権を含めることに反対の参加国がいることにも注目したい。

このように「人間の安全保障」はこれらのアジア地域の会議文書でも取り上げられるようになってきているもののAPECを除くと議長声明のような主要な文書に採用されることはまだ少なく、関連の諮問委員会などの報告書で採用されるにとどまっている。ポール・エバンス・アジア太平洋財団Co-CEOは、アジアにおいては「人間の安全保障はヨーロッパやアフリカ、ラテンアメリカほど熱心に議論されていない。……地域機構の基本ドクトリンとはならなかった」と指摘している。そして、「人間の安全保障への関心はタイ、韓国、フィリピンのようなアジアの新興民主主義諸国において強いが……最も強い否定的な反応は北朝鮮とミャンマーから生じている」と指摘している⁵⁶⁾。これはまだ「人間の安全保障」が、アジアでは主流の位置付けには到っていないことを示唆しているといえよう。

しかしながら、アジアのリージョナル・ガバナンスにおいても「人間の安全保障」の実践を考える機会が生まれている。トラック・ツーではASEANの戦略問題研究所の連合体であるASEAN-ISISが主催するASEAN People's Assembly (APA) にはASEAN加盟国と対話国の学者、シンクタンク関係者、政治家が参加しているが、2003年9月にフィリピン・マニラで開催された第3回大会でASEANビジョン2020の実現のために人間の安全保障を推進することが盛り込まれた⁵⁷⁾。それ以降毎回議長宣言の中で人間の安全保障を実現する

55) 2006 Leaders' Declaration, 14th APEC Economic Leaders' Meeting, Hanoi, 18-19 November 2006, "http://www.mofaj/gaiko/apec/2006/shunou_ky.html".

56) ポール・エバンス「人間の安全保障をめぐるアジアからの視座」佐藤誠・安藤次男編『人間の安全保障：世界危機への挑戦』東信堂、2004年、234-236頁

ことが優先課題と位置づけられている。アジアにもグローバリゼーションの波は押し寄せており、「人間の安全保障」の理念に含まれるような脅威に対して機能的な協力が海賊対策や国際テロ問題などですでに緒についており、今後このような協力が拡大していくことが地域全体の利益にも資するであろう。今後、2005年12月からはじまった東アジアサミットで「人間の安全保障」を協力の対象として検討することも一案である。アジアにおいては「保護する責任」という形でも強制的な内政干渉はなじまないし、抵抗も強いが、紛争後の平和構築における具体的な活動で「人間の安全保障」を実践していくことができよう。その中でもこれまで着目されてこなかった文化の側面を取り上げることも有用であろう。例えば、後述する紛争予防としての当事者間のコミュニケーション、異文化の相互尊重、紛争後の傷ついた心のヒーリング、平和構築段階におけるエンパワメント（能力強化）、民族の誇りの回復などの面で「人間の安全保障」を実践することは可能であろう。

また、日本国際交流センターが実施している「対話と研究モニター (Dialogue and Research Monitor)」によるとアジアの研究機関も「人間の安全保障」の理念に注目し、広義の解釈の人間の安全保障についての研究を活発に実施している。このような研究を実践につなげる工夫が必要であろう。

● 「人間の安全保障」対「非伝統的安全保障」

アジアにおいては広義の人間の安全保障が対象とする脅威に対して「人間の安全保障」よりは「非伝統的安全保障 (Non-traditional Security: NTS)」という表現が最近使われている。これは南洋理工大学のアミタフ・アチャリヤ教授の言によると「非伝統的安全保障」とよんだ方が人権の響きが少なく、国家が安全保障の主体兼客体であることが鮮明になるのでアジア諸国にとっては望ましいということである⁵⁸⁾。ちなみに2007年1月には同教授が中心となり非伝統

57) The ASEAN People's Declaration 2003, "Towards a Community of Caring Societies," September 27 2003, Manila Philippines, available at "<http://www.asean-isisaseanpeoplesassembly.net/declarations.htm>"

的安全保障を研究するアジアグループのネットワークもシンガポールの国防戦略研究所（Institute of Defense and Strategic Studies）に本部において立ち上げられ、非伝統的安全保障に関する情報交換が活発に行われている。

◆ ヨーロッパと「人間の安全保障」

● 今、「人間の安全保障」に着目するヨーロッパ

欧州では、冷戦後バルカン紛争をはじめとして近隣地域で紛争や対立が多発し、これらの紛争が欧州の安全保障をも脅かすという認識が醸成された。そして、グローバルな安全保障を確保することがそれぞれの国の安全保障に即つながらるという共通認識も生まれたが、それはあくまでも、ハードな安全保障が中心の考え方であった。しかし、ここ数年「人間の安全保障」を含むソフトな安全保障が議論の俎上に載るようになってきている。さらに地域安全保障環境の変化に応じて、欧州連合（EU）、北大西洋条約機構（NATO）、欧州安全保障協力機構（OSCE）などの地域機構が今後どのような安全保障へどのように取り組むのかが検討されてきているが、その過程においてここ数年「人間の安全保障」が検討、研究されている。ちなみに欧州委員会の対外問題担当ベニタ・ゲレロ・ワルドナー委員が2005年7月のスピーチで「人間の安全保障なき長期的な平和もグローバルな安全保障もない」⁵⁹⁾と述べていることは、欧州の「人間の安全保障」への関心の高さをあらわしていると言えよう。

UNDPの1994年版『人間開発報告書』発表当時にはあまり「人間の安全保障」に関心を示さなかった欧州がなぜ今関心を持つのか。その背景には21世紀にあ

58) Amitav Acharya, "Securitization in Asia: Functional and Normative Implications," in Mely Caballero-Anthony, Ralf Emmers, Amitav Acharya eds., *Non-traditional Security in Asia*, Ashgate, Hampshire, England, 2006, p.239.

59) Benita Ferrero-Waldner, "Human rights, security and development in a globalized world," Speech to Women Building Peace Conference, Soroptimist International, Vienna, July 2005.

っては安全保障が対象とするものが変容しており、ハードな安全保障や国家安全保障だけでは不十分であり、ソフトな安全保障の視点が必要であるとの認識が生まれていることが挙げられている。さらに欧州において「人間の安全保障」の議論がはじまった背景として、コソヴォ空爆やイラク戦争、そしてアフガニスタンへの平和構築のためのNATO軍の派遣を経て欧州はアメリカとは一線を画した安全保障政策を持ちたいと言う気持ちが強まったこと、NATOのみならずEUが独自の部隊を展開し始めたこと、EUの拡大により全欧州的な新しい安全保障ドクトリンが必要になった点も指摘されている。

「人間の安全保障」については、欧州においては議論がまだ緒についたばかりのフランスのような国からノルウェーのようにカナダとともに人間の安全保障ネットワークを構築して積極的に取り組んできたところ、スイスのように永世中立の立場からかねてより関心を示してきた国まで様々である。

● LSEの「人間の安全保障ドクトリン」提言

特に今新たな「人間の安全保障」論議が活発になっている契機となったのは欧州連合（EU）のソラナ上級代表が、2003年12月に発表した「欧州安全保障戦略（European Security Strategy: ESS）」を実践するEUの安全保障ドクトリンの研究を非公式にLondon School of Economics（LSE）のメアリー・カルダー教授に依頼し、「欧州の新しい安全保障能力に関する研究グループ」が立ち上げられ、その研究グループがEUの「人間の安全保障ドクトリン」を提言したことである。この研究では、具体的にEUがヘッドラインゴールに合意してEU軍を持つことが決まったことを念頭にEU軍派遣の際のドクトリンを考案することが課題であった。ドクトリンの名前を検討しているときに人間の安全保障委員会の報告書を目にし、ドクトリンの名前に「人間の安全保障」を用いることにした。そして同グループは2004年9月15日に「欧州の人間の安全保障ドク

60) *A Human Security Doctorin for Europe, The Barcelona Report of Study Group on Europe's Security Capabilities*, Presented to EU High Representative for Common Foreign Policy Javier, Solana, Barcelona, 15 September 2004.

トリン報告（通称、バルセロナ報告書）」を提出した⁶⁰⁾。

このバルセロナ報告書の中では、紛争の結果、市民が殺戮、レイプ、拉致などの犠牲となっていると述べられ、その行為主体が国家であることも少なからずあることが指摘されている。そして、現在のグローバルな安全保障に貢献するためには、国家安全保障だけでは不十分であり、「人間の安全保障」という視座が重要であると強調している。但し、同報告書は「人間の安全保障」の定義については狭義の解釈をとっている⁶¹⁾。そして15,000名からなる人間の安全保障対応部隊（Human Security Response Force）の結成を提案し、うち3分の1は、警察、人権モニター、開発・人道専門家、行政官などのシビリアンとすることを提言している。この人間の安全保障対応部隊は古典的な平和維持活動と軍事的介入の中間の性格を持つが、いずれとも異なると記述されている。そして、人間の安全保障部隊は人権を守り、武力行使は最低限にとどめるとしている。また、同報告書はEUが「人間の安全保障」に取り組む理由について以下の4点を挙げている。第1に安全保障のグローバルな変化に伴う欧州への脅威の変容を指摘し、いまやテロ、大量破壊兵器の拡散、地域紛争、破綻国家、並びに組織犯罪が主要な欧州の安全保障を脅かす要素であり、軍隊の利用の目的が変化している。第2に欧州にとって、大量殺戮、奴隷、失踪、拷問、人道犯罪、戦争法規違反などが今日の安全保障を損なう要因であり、EUは道義的、法律的な利益、啓発された自己利益の3つの側面から「人間の安全保障」に取り組まなければならない。第3に「人間の安全保障」の実践とは1992年に合意されたベタースバーグ任務であるところの軍縮、人道的活動、軍事的アドバイス支援業務、紛争予防、平和維持、並びに危機管理を指すものである。人権を擁護し、法と秩序の維持のためにEUは、行動をとらなければならない。第4に、「人間の安全保障」は欧州のこれまでのいわば「平和プロジェクト」に新たなチャンスを与えるものである。

バルセロナ報告書は、このように「人間の安全保障」を取り上げる必要性を

61) *Ibid.*, p. 8.

示した上で「欧州の人間の安全保障ドクトリン」の原則として、以下を挙げている。すなわち、人権重視、明確な政治的権限、マルチラテラリズム、ボトムアップアプローチ、地域的焦点、法的措置の活用、適切な武力行使である。最後の武力行使については人権擁護のために軍事的介入をするのか、人権は擁護するものであっても軍隊の派遣を正当化する根拠にはならないという異論が出されている。同時にEUが部隊を展開するにあたり、「人間の安全保障」のためにといった方が市民の支持を得やすいという主張も展開されている。

EU関係者のバルセロナ報告書への反応は、概ね2つに分かれる。ひとつは、同報告書が提言している内容についてはすでに実践しており、わざわざ「人間の安全保障」というラベルを用いる必要は無いという意見である。いまひとつは、「人間の安全保障」はユートピアの世界であり、実現できるはずも無いという意見である。さらに各論については同研究グループによると文民と軍が協力をして紛争後の社会の平和構築に取り組むことに賛成の意見が多く、特に軍関係者にとっては冷戦後のイラクやアフガニスタンにおける活動を正当化する概念として人間の安全保障を歓迎しているといわれている。一方、安全保障専門家は「人間の安全保障」という概念に反対する人が多く、バルセロナ報告書にも批判的である⁶²⁾。

さらにバルセロナ報告書に対するEU加盟各国の反応としては、スカンジナビア諸国は、「人間の安全保障」が欧州の安全保障を考える上でエントリーポイントになるという考え方である⁶³⁾。しかしながらバルセロナ報告は、提出されたもののEUの会合ではいまだ一度も正式には取り上げられていない。2006年夏、当時EU議長国であったフィンランド政府が主催したEU代表部大使のリトリート会合でとりあげられたにとどまっている⁶⁴⁾。

他方、LSEの研究者は狭義の解釈を当初はとっていたが、最近では津波も「人間の安全保障」の範疇に入れて研究しており、少しずつ対象を広げている。

62) 筆者のLSEグループの研究者に対する2007年2月のヒアリングによる。

63) 同上。

64) 筆者のフィンランド政府関係者に対する2007年2月のヒアリングによる。

現在LSEの研究グループはEUにおける人間の安全保障についていかに実践するかということに力点を置き、EUミッションに参加する人材の訓練、欧州の「人間の安全保障ゾーン」の構築をめざし、まずバルカンなどを対象に実践すること、EU部隊の域外派遣を人間の安全保障として評価するなど、バルセロナ報告書の続編を研究している⁶⁵⁾。

● 欧州各国の「人間の安全保障」に対する考え方

一方、欧州では広義の「人間の安全保障」で謳われているような活動はすでに実践されており、いまさら「人間の安全保障」というラベルをわざわざ使う付加価値は何かが問われている。また、欧州では「人間の安全保障」という用語にだれも表立って反対はしないが、CFSP/ESDPの中に「人間の安全保障」という言葉を挿入するには「人間の安全保障」を定義し、実践できるように(Operationalize) する必要があることが強調されている。ちなみに2006年12月12日のEU理事会に提出され、同理事会で承認された議長国（フィンランド）のESDPに関する文書では「人間の安全保障」については「議長国であるフィンランドのイニシャティブにより、EUがESDPを含む様々な手段を用いて人間の安全保障の課題にどのように取り組めるかを議論した。この議論では2004年に発表されたバルセロナ報告書が言及された」という記述が為されるに留まっている⁶⁶⁾。

このようにフィンランド政府は、「人間の安全保障」に熱心に見えるが、実はフィンランドは「人間の安全保障ネットワーク」に参加していないことを想起しなければならない。これはロシアと長い国境を接するフィンランドは対人地雷を戦略的に必要としており、代替兵器が開発されるまでは対人地雷禁止条約の署名ができない事情がある。フィンランド政府は、当初は2007年に署名すると約束していたが、現在は2012年まで同条約への署名を先延ばしにしている⁶⁷⁾。

65) 筆者のLSEグループの研究者に対する2007年2月のヒアリングによる。

66) COSDP 1044 PESC 1279 CIVCOM 585, Council of European Union, Brussels, 12 December 2006, Annex para 61.

スペインはイラクから撤退後安全保障における新たな役割を模索しており、予防的な活動も含めて「人間の安全保障」に積極的な関心を寄せている。

ノルウエーはEUに加盟していないこともあり、1998年5月カナダとともに「人間の安全保障ネットワーク」を立ち上げ、戦術的に使っている。ノルウエーの学者であるアストリ・シュルケ博士は、同ネットワークは「人間の安全保障」を外交の新しい原則として、人権、人間の安全、生命を脅かす恐怖からの自由をさす狭義の立場をとったと指摘した上で、ノルウエーが小国ながら外交でプレゼンスを示すため、「人道パワー」、「アイデア・パワー」としてのイメージを打ちたてようとしていたが、それに「人間の安全保障」という用語が相応しかつたと分析している。さらにカナダが「人間の安全保障」推進そのものに懸命であったのに対し、ノルウエーは他のスカンジナビア諸国がEUに加盟している中でEUに加盟せずに孤立しがちなことを念頭に自国を他の国々との協力関係につなぎとめる手段として「人間の安全保障」を選んだという見方をしている。特に1998年当時ノルウエーは2001年から2003年の国連安保理の議席を目指していたこともあり、「人間の安全保障」という言葉の響きがこれにふさわしかつたと述べている。しかしながら、2004年にはシュルケ博士は「人間の安全保障」は政策決定者にとってはその魅力を失った「躓いたイニシアティブ (Stalled Initiative)」になったと論じている⁶⁸⁾。

スイスもノルウエーと同じ様に人間の安全保障ネットワークに参加し積極的にその外交政策に取り入れている。スイスは、人権、人道問題にかねてより注力しており「人間の安全保障」を政策として取り上げる素地があつた。スイス外務省は人間の安全保障課を設け、広義と狭義の両方の解釈を受入れ、貧国、保健衛生、ガヴァナンス強化から対人地雷、小型武器、児童兵士の問題にまで取り組むという立場である。しかし実際には後述するカナダの人間の安全保障の取り組みに近い。

67) 筆者の2007年2月のフィンランド政府関係者との面談に基づく。

68) Astri Suhrke, "A Stalled Initiative," *Security Dialogue*, 2004 Vol.35, No.3, p.365.

地域機構に目を転ずると前述のEU以外に、これまで包括的安全保障を協調的安全保障のアプローチで確保することを使命としてきたOSCEもロシアの選挙監視などの活動への不満、中央アジア諸国のOSCEが人権に偏しているという不満などを抱えてその存在意義を高めるために新しい概念を模索している。2008年にOSCE議長国となるフィンランドは「人間の安全保障」という概念にOSCEの活路を見出すことを検討している。しかしながら、OSCEの参加国であるアメリカやフランス、ロシアなどが反対していること、広義の解釈にたった場合の開発援助問題はOSCEとしては予算規模から取り組みにくいなどの問題を抱えている。

このように賛否両論あるが、「人間の安全保障」の対象とされる課題にどう取り組むのかが今ヨーロッパで議論されていることは間違いない。

◆ 日本と「人間の安全保障」

● 日本の広義の解釈

日本政府は、「人間の安全保障」を「人間の生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、人々の豊かな可能性を実現するために、人間中心の視点を重視する取り組みを統合し強化しようという考え方である」⁶⁹⁾と定義している。そして、脅威の対象として、「貧困、環境破壊、薬物、国際組織犯罪、エイズ等感染症、紛争、難民流出、対人地雷など」を挙げている⁷⁰⁾。これは広義の解釈をとるものである。日本は、1970年代末の大平内閣当時に軍事的な侵略に対する安全保障を超えて、食料の確保、エネルギーなどの資源確保、大規模自然災害への対処など軍事、外交、経済、社会分野の問題を総合的に考え、軍事力は必要最小限として、外交、通商その他の手段で安全保障を確

69) 日本外務省国際社会協力部国連行政課、パンフレット「人間の安全保障基金」国際連合広報センター発行（東京）、2003年、2頁

70) 日本外務省国内広報課、パンフレット「人間の安全保障：21世紀を人間中心の世紀とするために」、2001年

保する「総合安全保障 (comprehensive security)」⁷¹⁾ という概念を打ち出したが、これが広義の人間の安全保障の考え方を受け入れやすくしたと言える。また、人間の安全保障の考え方は、日本国憲法の前文が「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と述べて平和的生存権を謳っており、日本国憲法はある意味で「人間の安全保障」の考え方を先取りしたとの指摘もある⁷²⁾。

● 日本の「人間の安全保障」への取り組み

日本では「人間の安全保障」は、有識者の提言を受けて政治家が積極的に導入し、外務省がこれをバックアップし、一部のNGOが議論をリードしたが、学者の研究はそれに続いた形で展開してきた。「人間の安全保障」が日本において政策論的に取り上げられるようになった背景には2つの側面がある。第1の側面は、国際社会と共通する側面であるが、人間の安全保障委員会に外務省から出向し、現在国連に勤務する田瀬和夫氏と「人間の安全保障」を熱心に推進している武見敬三前参議院議員は、冷戦後の内戦の頻発とグローバル化の進展を挙げている⁷³⁾。すなわち世界における相互依存関係がグローバル化の進展に伴って深まり、これにより地球規模の問題が生まれてきており、これらの課題の解決に対する日本の貢献を考える際に「人間の安全保障」はひとつの政策的枠組みになり得るといふ認識が広まったことである。第2の側面は、軍事力行使については憲法上、ならびにその解釈上の制約を抱える日本であるが「非軍事力」による安全保障については自由に考えることができるし、考えなければならないということである。

71) 福島安紀子著・訳『レキシコン アジア太平洋安全保障対話』日本経済評論社、2002年、184-186頁

72) 山内敏弘「安全保障論のパラダイム転換」『法律時報』Vol.73 No.6、2001年、8頁

73) 田瀬和夫・武見敬三「人間の安全保障と日本の役割」東海大学平和戦略国際研究所編『21世紀の人間の安全保障』東海大学出版会、2005年、123-124頁

日本の政治家としては故小渕恵三氏が、外務大臣であった1998年5月のシンガポールでの演説で最初に「ヒューマン・セキュリティ」をとりあげ、前年夏に発生したアジア経済危機のしわ寄せを最も受けやすいのが貧困層、高齢者、障害者、女性・子供などの社会的弱者であるとして、政府開発援助（ODA）でこれらの弱者を積極的に支援していくと述べた⁷⁴⁾。この演説の背景には、山本正日本国際交流センター理事長によると小渕氏が外務大臣に就任した直後、1997年11月に同センターで「小渕プロジェクト」がスタートし、ジャーナリストや学者による勉強会が開催され、同年夏に発生したアジア経済危機を乗り切るために、日本が地域的なリーダーとしてどう対応するかが検討された。そして上記演説前には東アジア地域に対する日本の基本姿勢として同プロジェクトに参加していた有識者から、小渕外務大臣のシンガポール演説においては（1）21世紀を平和の世紀とするための貢献、（2）21世紀を「発展の世紀」とするための貢献、（3）相互理解の促進、そのために「アジアの明日をつくる知的対話」を開催することが提案された。そして経済危機において最もしわ寄せを受けやすい貧困層、高齢者、障害者、女性・子供などの社会的な弱者であり、その健康や雇用は「人間の安全保障」の問題であり、このような社会開発分野への取り組みに対してODAの協力を拡充するという内容が演説に盛り込まれた。しかし、この演説では「ヒューマン・セキュリティ」は日本語では「人間の安全」と表現され、開発援助の対象ととらえたものであった。その後1998年5月下旬に日本国際交流センターにより開催された「21世紀の外交課題」研究会で、新たな外交指針として外交政策上で「人間の安全保障」を明確に位置づけることが議論された。世界規模の不安が今後増すことが考えられる中で、「人間の安全保障」がキーワードとなってくる可能性があることが示唆された。また、「人間の安全保障」は、従来からの国家安全保障や協調的安全保障と対立する概念ではなく、これらとオーバーラップする部分を持ちながら共存するものとして

74) 「小渕外務大臣シンガポール演説」1998年5月4日、http://www.mofaj/press/enzetsu/10/eos_0921.html

考えるべし」という意見になった⁷⁵⁾。これをうけて小渕氏が、本格的に「人間の安全保障」を取り上げたのは1998年夏の総理就任後、同年12月2日東京で開催された日本国際交流センター主催「アジアの明日を創る知的対話」においての演説であった。「ヒューマン・セキュリティ」を日本語でどのように訳すかということは、前述のUNDPの人間開発報告書で取り上げられて以来日本において議論されていたが、この演説以降「人間の安全保障」という訳語が定着した。この演説の中で小渕総理（当時）は、

現在、我々人類は様々な脅威にさらされております。地球温暖化問題をはじめとする環境問題は我々のみならず将来の世代にとっても重大な問題であり、薬物、人身売買などの国境を越えた広がりを持つ犯罪も増加しています。貧困、難民、人権侵害、エイズ等感染症、テロ、対人地雷といった問題も我々にとって深刻な脅威になっております。さらに紛争下の児童の問題も見過ごすことのできない問題です。私は、人間は生存を脅かされたり、尊厳を冒されることなく、創造的な生活を営むべき存在であると信じています。『人間の安全保障』とは、比較的新しい言葉ですが、私はこれを、人間の生存、生活、尊厳を脅かすあらゆる種類の脅威を包括的に捉え、これらに対する取り組みを強化する考え方であると理解しております。……アジア経済危機に関してもわが国はこれまでに世界最大規模の支援策を表明し、また、着実に実施してきておりますが、このような支援に際しても、『人間の安全保障』の観点から、経済危機から最も深刻な影響を受けている貧困層、高齢者、障害者、女性や子供など社会的弱者対策を重要な柱の一つとして取り組んでいます⁷⁶⁾。

と演説し、この中で、日本としての「人間の安全保障」が包括的な脅威を対象としていることが明確にされた。さらに小渕総理は同月ベトナムで開催されたASEAN+3首脳会議に出席した際、ベトナム国際関係学院で「アジアの明る

75) 筆者の山本正日本国際交流センター理事長に対する2007年5月20日のインタビューに基づく。

76) 小渕総理大臣演説「アジアの明日を創る知的対話」、1998年12月2日、東京にて、http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzersu/10/ecs_1202.html

い未来の創造に向けて」と題した政策演説を行った。この演説の中で

『人間の安全保障』とは人間の生存、生活、尊厳を脅かすあらゆる種類の脅威を包括的に捉え、これらに対する取り組みを強化するという考えです。現在アジア諸国が直面している経済危機はそれぞれの国で貧困層、女性、子供、高齢者といった社会的弱者を直撃し、こうした人々の生存や尊厳に対する脅威となっています。我々は、まずアジア経済危機の影響を受けている社会的弱者対策を緊急に進める必要があります、わが国としても引き続き政府開発援助、APEC等多国間の枠組み等を活用してこの分野の取り組みを推進して参ります。また、我々は、経済危機の中にあっても環境破壊、薬物、国際組織犯罪などといった人間の生存、生活、尊厳を守るために対応が不可欠な中長期的問題についての協力も忘れてはなりません。』⁷⁷⁾

と述べた。ここにアジア経済危機への日本の対策として被害を受けている人々への支援を「人間の安全保障」として打ち出した。そして、この演説の中で「関係国際機関がこの地域で実施するプロジェクトに対する支援を機動的に実施するため、国連に『人間の安全保障基金』を設置するため5億円（約420万ドル）を拠出する」⁷⁸⁾と述べ、これが後述するように実現して、日本政府の「人間の安全保障」の実践の中心となっている。小淵総理は、1997年夏、金融危機に見舞われたアジア各国への支援について、日本が消極的であり貢献していないとの批判に対し、これだけの支援をしているということを「人間の安全保障」という政策フレームワークで示したといえよう。

表2に示すように小淵総理急逝後も日本の人間の安全保障への取り組みは続いている。

小淵総理の考え方は、その後継者である森総理（当時）によって引き継がれ、

77) 小淵総理大臣演説「アジアの明るい未来の創造をめざして」、1998年12月16日、ベトナム国際問題研究所にて、http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzersu/10/eos_1216.html

78) 小淵総理政策演説「アジアの明るい未来の創造に向けて」、同上

表2 日本の「人間の安全保障」に関するクロノロジー（2007年8月現在）

1998年12月	小淵総理が第1回「アジアの明日を創る知的対話」において人間の安全保障についての考え方を表明。
1998年12月	小淵総理がハノイでの政策演説の中で国連に5億円規模の「人間の安全保障基金」を設立することを発表。
1999年3月	日本より5億円を拠出し、国連に「人間の安全保障基金」を設立。
1999年6月	ケルン・サミット外相会議総括文書にて「人間の安全保障」につき言及。
1999年6月	外務省が人間の安全保障の視点から開発問題を考える「開発に関するシンポジウム」を開催。
1999年12月	日本国際問題研究所設立40周年記念シンポジウム「人間の安全保障をもとめて」において小淵総理が基調講演にて「人間の安全保障」を具体的施策に反映していく旨言及。
2000年3月	コンヴォ復興難民帰還及び東チモール復興支援のため「人間の安全保障基金」に約66億円を拠出。
2000年4月	森総理が太平洋・島サミットの基調講演において「人間の安全保障」に言及。
2000年7月	九州・沖縄サミット外相会議総括文書において「人間の安全保障」につき言及。
2000年7月	緒方貞子UNHCR（当時）、アマルティア・セン教授等をパネリストに招いて「人間の安全保障国際シンポジウム」開催。
2000年7月	「人間の安全保障基金」に約25億円を拠出。
2000年9月	森総理が国連ミレニアム・サミット演説にて「人間の安全保障基金」の拡充を発表し、「人間の安全保障委員会」の設立を呼びかけた。
2001年1月	森総理がアフリカ政策スピーチにて「人間の安全保障」につき言及。
2001年1月	緒方貞子UNHCR（当時）がアナン国連事務総長訪日の際に「人間の安全保障委員会」の設置を発表。
2001年3月	「人間の安全保障基金」に約15億円を拠出。
2001年6月	ニューヨークにおいて人間の安全保障委員会第1回会合が開催。
2001年8月	「人間の安全保障基金」に約77億円を拠出。
2001年12月	東京で人間の安全保障委員会委員等国内外の有識者を招いてテロと人間の安全保障をテーマにして、外務省が「人間の安全保障国際シンポジウム」を開催。
2001年12月	東京において人間の安全保障委員会第2回会合が開催。
2002年6月	ストックホルムにおいて人間の安全保障委員会第3回会合が開催。
2002年12月	バンコクにおいて人間の安全保障委員会第4回会合が開催。
2003年2月	東京において人間の安全保障委員会第5回会合が開催。最終報告書に合意。
2003年2月	東京で人間の安全保障委員会委員、有識者の出席を得て「国際社会が様々な脅威に直面する時代におけるその役割」をテーマに人間の安全保障国際シンポジウムを開催。
2003年2月	人間の安全保障委員会の緒方貞子、アマルティア・センの両共同議長が小泉総理に委員会最終報告書の提言を提出。
2003年2月	「人間の安全保障基金」に約40億円を拠出。
2003年5月	緒方貞子国際協力機構理事長とアマルティア・セン教授が人間の安全保障委員会最終報告書をアナン国連事務総長に提出。

論説（福島）

2003年6月	エヴィアン・サミット議長総括に「人間の安全保障」が盛り込まれる。
2003年9月	人間の安全保障委員会最終報告書の提言を後押しし、「人間の安全保障基金」の運用について国連事務総長に助言するために、人間の安全保障諮問委員会創設。
2003年10月	バンコクAPEC首脳会議首脳宣言に「人間の安全保障」が盛り込まれる。
2003年12月	日・ASEAN首脳会議東京宣言に「人間の安全保障」が盛り込まれる。
2003年12月	人間の安全保障委員会最終報告書の日本語版の出版を記念し、東京で緒方貞子国際協力機構理事長他、有識者の出席を得て、人間の安全保障シンポジウム「安全保障の今日的課題」を開催。
2004年2月	「人間の安全保障基金」に約30億円を拠出。
2004年4月	ESCAP総会「上海宣言」に「人間の安全保障」が盛り込まれる。
2004年6月	第2回アジア・太平洋HIV／AIDS閣僚会議の閣僚共同宣言に「人間の安全保障」が盛り込まれる。
2004年6月	ニューヨークにおいて人間の安全保障諮問委員会第2回会合が開催。
2004年7月	京都において、クマロ南アフリカ国連代表部大使、サーディク元UNFPA事務局長、ソアレス元OAS事務局長、緒方貞子国際協力機構理事長らをパネリストに迎え、シンポジウム「人間の安全保障と国家の安全保障」を開催。
2004年9月	「人間の安全保障基金」に約30億円を拠出。
2004年11月	ニューヨークにおいて人間の安全保障諮問委員会第3回会合が開催。
2004年11月	サンチャゴAPEC閣僚共同宣言、サンチャゴAPEC首脳宣言に「人間の安全保障」が盛り込まれる。
2005年5月	OECD閣僚理事会閣僚宣言に「人間の安全保障」が盛り込まれる。
2005年5月	ESCAP第61回総会決議「上海宣言」のフォローアップとしての人間の安全保障の経済・社会側面の促進を通じた弱者の保護のための地域協力」が採択された。
2005年5月	「人間の安全保障ネットワーク」閣僚会議（オタワ開催）に駒野人間の安全保障担当大使がゲスト参加。
2005年10月	APEC人間の安全保障セミナー開催（東京）。
2006年2月	メキシコ・日本人間の安全保障ワークショップ開催（メキシコシティ）。
2006年4月	OSCE－タイ 人間の安全保障セミナー開催（バンコク）。
2006年6月	「人間の安全保障ネットワーク」閣僚会議（バンコク開催）に高須幸雄・人間の安全保障担当大使がゲスト参加し、人間の安全保障フレンズフォーラム（the Friends of Human Security Forum）を提案。
2006年10月	OSCE人的側面会合で人間の安全保障が取り上げられる。
2006年10月	国連において人間の安全保障フレンズ初会合開催。
2007年3月	東京において人間の安全保障高級事務レベル会合開催。
2007年4月	国連において人間の安全保障フレンズ第2回会合開催。
2007年5月	「人間の安全保障ネットワーク」閣僚会議（スロベニア開催）に高須幸雄人間の安全保障大使がゲスト参加。

出典：外務省HP「人間の安全保障」に関するクロノロジー等を参照して筆者作成
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hs/chrono.html>

2000年の国連ミレニアム総会で森総理は「日本が『人間の安全保障』を外交の柱にすえること」を宣言した。あわせて後述のように人間の安全保障の考え方を深めるために国際委員会を設置することを呼びかけ、表2に示すようにこれが「人間の安全保障委員会」として実現した。

このような日本政府の「人間の安全保障」への取組みは、外交青書の記述においても反映されている。「人間の安全保障」が外交青書にはじめて登場したのは、1999年度版からである。小淵総理大臣の前述の1998年12月のスピーチを取り上げ、97年夏のアジア経済危機が社会的弱者に深刻な影響を与えたことに言及しつつ、「人間の安全保障という概念を具体的な行動に結びつけるとともに、この分野で中心的な役割を果たしうる国連の改革に反映させていく」ことが必要だと述べている。ここでは、国際的な協力による「人間の安全保障」の実現が強調されている⁷⁹⁾。2001年度版の外交青書では、森総理の国連ミレニアム・サミットにおける演説を受けて、「人間の安全保障」が日本外交の重要な視点と位置づけられ、以来外交青書はこの視点を踏襲してき⁸⁰⁾。また、2002年度版の外交青書は「人間の安全保障」を実践するための人間の安全保障基金（the United Nations Trust Fund for Human Security: UNTFHS）の活動を紹介し、具体的にスリランカ、アフガニスタン等の復興支援にも力を入れることを記述している。また、日本のODA政策において2003年に改訂されたODA大綱に「人間の安全保障」の視点をいれたこと、また、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」の予算項目を設けたことを紹介している⁸¹⁾。2006年度版の外交青書においては、『人間の安全保障』が従来の国家の安全保障を補完するものとして定着しているとし、人間の安全保障か国家安全保障かの論争に一定の終止符をうっている。さらに「2005年9月の国連総会首脳会合の『成果文書』には国連総会文書としては初めて『人間の安全保障』の文言が盛り込まれた。今後、

79) 外務省『外交青書1999』、1999年、98-99頁

80) 日本外務省国際社会協力部国連行政課、パンフレット「人間の安全保障基金」国際連合広報センター発行（東京）、2003年、2頁

81) 外務省『外交青書2005』、2005年、217-218頁

国連総会の場でその概念を検討し、定義付けについて議論されていくことになった」と記述され、国連総会における「人間の安全保障」の理念の受け入れを特筆している。また、「人間の安全保障委員会」の報告書を実践するべく理念の普及に取り組み、同基金の方向性に関する示唆を目的として「人間の安全保障諮問委員会（Advisory Board on Human Security: ABHS）（議長緒方貞子JICA理事長）」を設置したことをも紹介している⁸²⁾。同諮問委員会は、2005年10月の会合で基金のガイドラインを改定すること、国連人道調整局（OCHA）の中に2004年9月に設立された人間の安全保障ユニット（Human Security Unit: HSU）がNGOとよりパートナーシップを深めること、基金への拠出国を増やすことなどを提案している。2007年度版外交青書は、「人間の安全保障」について単独の項目を立てず、「国際協力の推進」の節において、

……国際社会の中で存在感・影響力を一層高め、国際社会から評価され尊敬される日本を実現するよう、国際協力により積極的に取り組む必要がある。その際の理念として重要なのはODA大綱に掲げられた諸原則である自由、民主主義、基本的人権そして市場経済化の実現と、一人ひとりの人間に着目し、保護と能力強化を通じて人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現し、人づくり、社会作りをもって国づくりを目指す「人間の安全保障」の視点である⁸³⁾。

そして、アフリカなど個別の項目で人間の安全保障に言及しているほかに日本政府が新たに打ち出している「自由と繁栄の孤」について、「人間の安全保障の実現にも資する」⁸⁴⁾とも記述されている。

日本政府の人間の安全保障への取り組みを見ると、小淵総理の残した2つの路線に従っているといえる。ひとつは、対話による「人間の安全保障」の理念の普及である。いまひとつは人間の安全保障基金やODAによる実践である。日本のこの2つの具体的な人間の安全保障への取り組みを以下に詳述する。

82) 外務省『外交青書2006』、2006年、182頁

83) 外務省『外交青書2007』、2007年、146-147頁

84) 外務省『外交青書2007』、2007年、3頁

● 対話による「人間の安全保障」の理念の普及

日本政府は表3に示すような「人間の安全保障」に関するシンポジウムを開催し、これには学生、学者、NGO関係者、マスコミが参加し、参加者は多いときには1,000人を超す規模となった。これは、「人間の安全保障」への国内の関心の高まりと外務省の外交政策の議論に市民が参加できる機会としての関心の両方がいまった結果といえよう。

表3 日本政府等主催の人間の安全保障に関連した対話例

- 「アジアの明日を創る知的対話」(1998年12月)(東京)
- 「人間の安全保障をもとめて」(1999年12月)(東京)
- 第1回人間の安全保障シンポジウム「G8サミットから国連ミレニアムサミットへ」(2000年7月)(東京)
- 第2回人間の安全保障シンポジウム「人間の安全保障とテロ」(2001年12月)(東京)
- 第3回人間の安全保障シンポジウム「人間の安全保障：国際社会のさまざまな脅威に対する役割」(2003年2月)(東京)
- 第4回人間の安全保障シンポジウム「今こそ人間の安全保障」(2003年12月)(東京)(人間の安全保障委員会報告書日本語版の出版を記念して)
- 第5回人間の安全保障シンポジウム「人間の安全保障と国家安全保障」(2004年7月)(京都)
- 国際連合加盟50周年記念 人間の安全保障国際シンポジウム(2006年12月)(東京)

出典：外務省HP「人間の安全保障」イメージ図等 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hs/image.pdf>) をもとに筆者作成

2000年7月のシンポジウムでは紛争に伴い発生する問題への対応や開発分野の取り組みについて議論が行われ、人間の安全保障のあり方について検討された。さらに2001年12月には「テロと人間の安全保障」をテーマに人間の安全保障委員会の関係者の参加も得て東京でシンポジウムを開催し、アフガニスタン問題を事例として取り上げ、「人間の安全保障」に対する脅威に関する問題や人間の安全保障の推進に向けた国際社会の取り組みについて議論した。そして

2003年2月のシンポジウムでは人間の安全保障委員会報告が前日に合意されたことを踏まえ、その内容の報告とともに人間の安全保障をこれから現場で実施するにあたり、考えるべき課題や取り組みについて議論された。この第1回から第4回のシンポジウムには「人間の安全保障委員会」のメンバーが参加した。2004年7月には京都において「人間の安全保障と国家の安全保障」というシンポジウムが開催され、「人間の安全保障」は国家の安全保障を代替するのではなく、相互に補完し、強化しあうものであるとの議論が展開された。さらにこの対話路線の究極的な形として表2に示すように2001年にはアナン国連事務総長との共同イニシャティブにより緒方貞子前国連難民高等弁務官、現国際協力機構（JICA）理事長およびアマルティア・セン・ケンブリッジ大学トリニティ・カレッジ学長（当時）を共同議長として人間の安全保障委員会を設置して、人間の安全保障をめぐる議論を推進した。日本政府が提案し、支援したこの「人間の安全保障委員会」は、2003年5月1日にニューヨークにおいて、緒方貞子、アマルティア・セン両共同議長よりコフィ・アナン国連事務総長へ報告書⁸⁵⁾を提出した。この報告書は、国家安全保障のみの安全保障の理論的枠組みを再考し、安全保障の焦点を国家から人々に拡大する必要があることを提言し、前述のように「人間の安全保障」を「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」と定義し、「欠乏からの自由」と「恐怖からの自由」のいずれかに絞るのではなく、両面にかかわる現象に対して包括的な取り組みを提唱した。具体的には従来からの保護に加えて個人やコミュニティに焦点をあて、人間一人一人の保護と様々な危機に自ら対応できる能力をつけるエンパワーメント（能力強化）の必要性を強調した。具体的には以下の10項目を提言した。

- (1) 暴力を伴う紛争下にある人々を保護する
- (2) 武器拡散から人々を保護する

85) 人間の安全保障委員会報告書、『安全保障の今日的課題』朝日新聞社、2003年。英文は、Human Security Now、<http://www.humansecurity-chs.org>に掲載されている。

- (3) 移動する人々の安全確保を進める
- (4) 紛争後の状況下で人間の安全保障移行基金を設立する
- (5) 極度の貧困下の人々が恩恵を受けられる公正な貿易と市場を支援する
- (6) 普遍的な最低生活水準を実現するための努力を行う
- (7) 基礎保健医療の完全普及実現により高い優先度を与える
- (8) 特許権に関する効率的かつ衡平な国際システムを構築する
- (9) 基礎教育の完全普及によりすべての人々の能力を強化する
- (10) 個人が多様なアイデンティティを有し、多様な集団に属する自由を尊重すると同時に、この地球に生きる人間としてのアイデンティティの必要性を明確にする。

● 人間の安全保障基金を通じた実践

もうひとつの道が開発援助を通じた実践であるが、まずは小渕総理が提案した人間の安全保障基金を通じた「人間の安全保障」の実践である。前述の1998年12月の小渕演説を受けて、1999年3月に日本政府は国連に人間の安全保障基金を設置し、累計約315億円（約2億8千万ドル）を拠出している。この基金により支援されたプロジェクトは2007年7月現在で約170件である。その内訳は表4に示すとおり、件数による分類では貧困削減関係がもっとも多く、次いで健康・医療、紛争の順になっている。予算額では紛争関連が最も多くなっている。

また、先に設置された人間の安全保障諮問委員会の勧告を受けて、この基金では複数の国際機関やNGOが参加し、紛争から平和への移行期において継ぎ目のない支援を複数分野にまたがって実施するために人々の能力を強化し、人道支援と開発支援の統合がはかられている。その支援内容も紛争後の犠牲者支援、地雷回避教育、コミュニティー再生、また保健教育・サービス、貧困削減、元兵士の社会復帰、食料確保、教育支援など多岐にわたっている。

前述の人間の安全保障諮問委員会による提言に基づき、2006年2月にガイドラインが改訂され、より効果的な基金の利用が図られている。ガイドラインの

表4 人間の安全保障基金が支援したプロジェクト分野別内訳（2006年2月現在）

分類	プロジェクト件数	件数による割合	予算額（US\$）	予算額による割合
貧困	43	30.71%	55,253,498	28.29%
環境	4	2.86%	1,749,124	0.89%
紛争	20	14.29%	68,131,588	34.77%
難民	17	12.14%	23,069,991	11.77%
麻薬	5	3.57%	3,918,034	2.00%
健康・医療	38	27.14%	30,750,970	15.69%
災害	9	6.43%	10,630,880	5.43%
犯罪	4	2.86%	2,452,574	1.25%
総計	140	100%	195,956,658	100%

出典 外務省パンフレット「人間の安全保障基金：21世紀を人間中心の世紀とするために」2006年、12頁

改訂では人間の安全保障実現のための考え方と具体的な手法が明確なパラメーターとして列挙され、それらの条件を満たした事業案が優先的に承認されることとした。それらのパラメーターは以下の6つである。

- (1) 生存・生活及び尊厳が脅かされている人々や地域社会に対して具体的なかつ持続性のある利益をもたらすこと
- (2) トップダウンの保護手段とボトムアップの能力強化手段の両者を包括的に含む「保護と能力強化」の枠組みを実践するものであること
- (3) 市民社会組織、NGO及びその他の地域団体・組織などとの連携を推進し、こうした活動主体による事業の実施を奨励していること
- (4) 事業の立案及び実施に際し、複数の国際機関が参画することが望ましく、これにより各機関の取り組みの統合が推進されること
- (5) 複数の分野にまたがる人間の安全保障の要請を視野に入れ、相互関連性のある課題に幅広く取り組むものであること。（紛争と貧困、非自発的移動と保健衛生、教育と紛争予防の相互の関係を考慮することがその例である）
- (6) 人間の安全保障に関する問題の中で、現在取り組みが充分といえない

分野に焦点を当て、既存のプログラムや活動との重複を避けるものであること

日本政府はこれまで毎年この基金に約20億円から30億円規模の拠出をしてきているが、2007年6月にはスロベニアも拠出を決めた。これにより本基金は複数国がドナーとなる形となり、今後ドナー国が増え、財源が確保されることが期待される。

● ODA による人間の安全保障への取り組み

さらに2003年8月に改訂されたODA大綱は、「個々の人間の尊厳を守ることは国際社会の安定と発展にとっても益々重要な課題となっている」との認識を示して、基本方針の中で、「紛争・災害や感染症など、人間に対する直接的な脅威に対処するためにはグローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した『人間の安全保障』の視点で考えることが重要である。このため、わが国は人づくりを通じた地域社会の能力強化に向けたODAを実施する。また、紛争時より復興・開発に至るあらゆる段階において、尊厳のある人生を可能ならしめるよう、個人の保護と能力強化のための協力を行う」と記述している⁸⁶⁾。ODA大綱の中で「人間の安全保障」が柱になることによって、これまでODAの手が届かなかった領域にも手が差し伸べられ、平和構築を重点事項のひとつに入れていることは注目に値する。さらに2005年2月に策定された新しいODA中期政策では、「人間の安全保障」を開発支援全体にわたって踏まえるべき視点として位置づけている。

これを受けて国際協力機構（JICA）では、これまで個別分野ごとに集中と分業が高度に進み、援助形態ごとに細分化された援助が行われる傾向にあったが、実際に人々を襲う脅威は複合的で分野を跨いでいるため、総合的に取り組

86) 「ODA大綱」、2003年8月29日。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou/taiko_030829.html

むことを強調している。JICAは2004年3月に発表した「JICA改革プラン」の中で人間の安全保障概念の導入を掲げている。「『現場主義』に立って、実際に『人間の安全保障』という概念を体現するような事業を具体的に実践する」としている。そして、「人間の安全保障」の視点を踏まえた援助の7つの視点を打ち出している⁸⁷⁾。

1. 人々を中心に据え、人々に届く援助
2. 人々を援助の対象としてのみならず、将来の「開発の担い手」と捉え、そのために人々の能力強化（empowerment）を重視する援助
3. 社会的に弱い立場にある人々、生命、生活、および尊厳が危機に晒されている人々、あるいはその可能性の高い人々への裨益を重視する援助
4. 「欠乏からの自由」と「恐怖からの自由」の双方を視野に入れた援助
5. 人々の抱える問題を中心に据え、問題の構造を分析した上で、その問題の解決のために、さまざまな専門的知見を組み合わせる総合的に取り組む援助
6. 「政府」（中央政府および地方政府）のレベルと「地域社会・人々」レベルの双方にアプローチし、当該国・地域社会の持続的発展に資する援助
7. 途上国における様々なアクターや他のドナー、NGOなどと連携を図ることを通じて、より大きなインパクトを目指す援助

そして、セネガルにおいて水産物加工場の改善を実施し、住民特に女性加工従事者が参加した事例、カンボジアで民法、刑法が整備されておらず、裁判官の汚職があったのをJICAがカンボジア人も参加した方式で法制度整備支援を実施していることを紹介している。ここでは法律の整備とあわせて日本弁護士連合会の協力をえて、カンボジア弁護士会の組織強化や人材育成も行われている。まさに能力強化の事例である⁸⁸⁾。JICAは、その事業に「人間の安全保障」

87) JICAパンフレット「人間の安全保障に向けたJICA事業の取り組み」、2004年

88) <http://www.jica.go.jp/firstjica/pamph/pdf/human.pdf>

の概念を取り入れるにあたって、すでに実施しているモデル事業も含めて「人間の安全保障」の視座を導入して整理している。

● 日本と人道的介入

このような理念の普及のための知的対話と実践のための開発援助という2つの路線で進められてきた日本の「人間の安全保障」への取り組みであるが、諸外国との考え方の違い、特に「欠乏からの自由」に偏しており、「恐怖からの自由」への取り組みに欠ける、日本の人間の安全保障は安全保障の要素が少なく「人間の開発 (*Human Development*)」に他ならない、人道的介入を「人間の安全保障」の定義の範囲からはずしているなどの批判もあった。そのために本来国際的な協力により推進すべき「人間の安全保障」でありながら、スロベニアの拠出が決まるまで人間の安全保障基金に例示されるように日本単独の取り組みになってきた嫌いがある。

特に「人間の安全保障」が導入された初期の頃にはこの傾向が強かった。佐藤行雄元国連大使・現日本国際問題研究所理事長は、国連ミレニアム総会の準備段階の当時を述懐して、カナダやノルウェーなどの国々は「人間の安全保障」という言葉を用いて、「旧ユーゴスラヴィアやアフリカでみられた国の崩壊過程で起きる暴力や混乱から人を救うという、人道上的見地からの軍事介入、いわゆる『人道的介入』を正当化しようとし」⁸⁹⁾「人間の安全保障」のためには主権を超えた軍事介入も容認するという点で考え方が日本とは異なっていたと述懐している⁹⁰⁾。日本の場合は「人間の安全保障」には図1に示す広義の解釈で人道的介入は含まれないとの考え方である。

89) 佐藤行雄「日本の国連外交と人間の安全保障」『国際問題』No.530、2004年、6頁

90) 同上、10頁

● 日本の人間の安全保障フレンズ会合提案

このような経緯から後述するカナダとノルウェーが主導した人間の安全保障ネットワーク（Human Security Network: HSN）には日本は参加していないが、日本は2006年に人間の安全保障フレンズ（The Friends of Human Security: FHS）の国際フォーラムの結成を提案した⁹¹⁾。FHSはメキシコシティにおいて2006年2月に人間の安全保障ワークショップを日本とメキシコが共同議長として開催した際に2005年9月の国連総会首脳会合成果文書のフォローアップとして、「人間の安全保障」についてのパートナーシップの拡大と強化をめざすフレームワークとして提案されたものである。

このFHSはHSNの加盟国、非加盟国のいずれにも門戸が開放されており「人間の安全保障」に関心のある国の参加を求めるといふ提案である。高須大使の説明によるとFHSはHSNと競争する、あるいはHSNにとってかわることをめざしているのではなく、包摂的なフレームワークでHSNを相互補完するものとして発想されたものである。日本政府はこの提案の中で人間の安全保障は価値観をベースにするよりも政策指向型の理念であると位置づけている。そして、オペレーション上の「人間の安全保障」の定義としては、人間の安全保障委員会の定義を用いている⁹²⁾。

そして、高須大使は、2006年のHSN閣僚会議にゲスト参加した際、日本は「人間の安全保障」を日本の外交政策理念の主流とするために「人間の安全保障大国（Human Security Power）」をめざすと演説した⁹³⁾。その趣旨は、国内の外国人問題、難民認定、人権問題など足元の問題の解決に取り組むとともに世界的な人間の安全保障フレンズの結成により、人間の安全保障実現のための

91) 高須大使のスピーチは、http://www.mofa.go.jp/policy/human_secu/state0606.htmlを参照

92) Yukio Takasu, Speech on the occasion of 8th Ministerial Meeting of the Human Security Network, “Towards Forming Friends of Human Security,” June 1, 2006, Bangkok, Thailand, “http://www.mofa.go.jp/policy/human_secu/state0606.html”.

93) Ibid.

戦略をたてて国際的な協力を実現すべく日本がリードしようということである。第2回フレンズ会合は2007年4月にニューヨークの国連本部において開催され、中国を除く安保理常任理事国をはじめ約40カ国が参加した。

● 「人間の安全保障」の文化的側面

日本のこれまでの人間の安全保障の実践の中で議論が欠落していたのが、文化の側面である。人間の安全保障委員会の報告書でも表1に示すように「文化」を用いて人間の安全保障を実現することが定義の中で謳われているが、これまで充分には追究されてきていない。また日本は2004年に発表された文化外交の推進に関する懇談会の報告書『「文化交流の平和国家」日本の創造を』の中でも「紛争を予防するための異なる文化間、文明間の相互理解と信頼の涵養」⁹⁴⁾を謳っている。そこで文化が、「人間の安全保障」にどのような役割を果たすことが出来るのかを含めて国際交流基金の活動事例を中心に紹介しておきたい。「人間の安全保障」を損なう要素のひとつである紛争の原因の中には直接的な文化摩擦もあれば、相互の意思疎通不足による誤解や不信感もある。お互いに異なる文化を持っていてもグローバル化の進展による普遍的な文化が生まれている部分と、固有の文化が残される部分があるが、異文化を理解し、共有できなくとも尊重することができれば紛争の予防につながることは言うまでもない。文化交流が単なる音楽、美術、伝統芸能からアニメにいたる文化の単純な紹介に留まるのではなくその背景にある考え方の理解にまで及ぶとき、文化は紛争予防並びに平和構築を通じて「人間の安全保障」増進につながる。国際交流基金は、必ずしも最初から「人間の安全保障」増進を目的として活動を実施したわけではないが、その文化交流活動を通じて広義の人間の安全保障に貢献している。その事例を以下にいくつか紹介したい。

94) 文化外交の推進に関する懇談会報告書『「文化交流の平和国家」日本の創造を』、内閣官房、2004年、3頁

〔紛争予防の事例〕

例えば、紛争予防や紛争解決支援に貢献する文化交流として演劇などの共同制作により異なった国、コミュニティ、グループの間の理解を深めることが出来る。一緒に何かを作り上げる活動は、お互いに芸術的な刺激を与え合うことにより、そこに新たな文化的価値が創造されるのみならず、共同活動のプロセス自体においてお互いの違いへの理解が深まる。インドとパキスタンの間で長年カシミール紛争が続いているが、国際交流基金の助成でこの両国に日本を加えた3カ国の作家、画家、編集者が第3国のネパールのカトマンドゥで2004年2月16日から20日の日程で会合した。インドとパキスタンの間の平和促進と相互理解に役立つような子供たちのための絵本として『私の話を聞いて』等を共同で制作したプロジェクトである。また、2005年8月にイスラエルとパレスチナの子供たちを日本に招待し、日本の子供たちと共同生活を体験してもらいながらサッカーを行ったり、折り紙などの日本文化に触れて異文化体験をしたりすることを通じてお互いを理解しあう基礎を作っていくプロジェクトとしてピース・キッズ・サッカー「ユース・フォア・ピース・プログラム」を実施した。このプロジェクトでは帰国後、自爆テロが起こった際にパレスチナの子供たちが日本で友達になったイスラエルの子供たちの安否を気遣うなど互いを理解し、思いやる気持ちが芽生えた。

〔紛争後の平和構築・復興の事例〕

紛争後の平和構築・復興においても戦闘は終了しても民族対立や宗教的対立が残るグループの間で、なかなか意思疎通が図れず、融和・和解に至らない場合に地域の住民に文化活動を通じて共通の体験の場を与えることができる。そして、現地の文化以外に、その触媒として第3国である日本文化を歴史の負荷のないものとして活用することが出来る。

また、紛争後の平和構築では、紛争地の住民が誇りを回復し、自らの生活を営む力をつける、いわゆる能力強化が重要である。アフガニスタン紛争後の復興では、アフガニスタンの陶器の生産地として伝統的に有名なイスタリフから2005年7月に陶工13名を日本に招待して、多治見、瀬戸、常滑、さらに砥部に

おいて日本の陶芸の技術に触れる機会を提供するというプロジェクトが実施された。イスタリフはタジク人の多い村であったために96年にタリバーンの攻撃をうけ、村は壊滅し家も窯も徹底的に破壊された。タリバーン政権が2001年に崩壊した後、難民としてパキスタンやイランに逃れていた住民が少しずつもどり、再び窯に火が入ったが、昔の熟練陶工は姿を消し、若者が昔の伝統技術を試行錯誤でよみがえらせ、ろくろを回している状況であった。日本とイスタリフの陶工は技術は異なるが、ともに300年の陶芸の歴史をもつ。このプロジェクトでは両国の陶工たちは「陶芸への熱い思い」が同じであることを確認しあったと報告されている。言葉は通じなくともイスタリフの陶工達は、日本でろくろの前に座った瞬間、夢中になってろくろをさわり始めたとも報告されている。これらの陶工は、アフガニスタンに帰国後陶芸を再開し、伝統的なイスタリフ焼とあわせて新しいデザインの陶器をも製作販売しており、地域の復興に寄与しているそうである。

紛争中に住民が受けた心の癒し（ヒーリング）も平和構築において重要であるが、ここにも文化が果たす役割がある。例えば、2005年3月に日本の児童向け劇団「風の子」を東ティモールの独立をめぐる住民投票後の争乱で発生した避難民のうち、一部が未だキャンプで暮らす西ティモール、および東ティモールに派遣して、子供向けの巡回公演をした事例がある。東ティモールでは、1999年に住民投票で独立が選択されたが、その結果が判明した直後から治安が一気に悪化し、独立に反対する併合派民兵によると思われる発砲、殺害、放火などの破壊行為が起きた。この過程で25万人を超える人々が西ティモールへ避難し、大量の避難民が発生した。東ティモールは2002年5月に独立し、避難民も大半が帰還したが、西ティモール、特に国境の街アタム・プアや東ヌサ・トゥンガラ州都のクバンには推計5万人の元避難民が生活しており、その一部がまだキャンプで暮らし、子供が教育や芸術に触れる機会が制限された状態が続いていた。子供たちは住民投票前後におきた騒乱などで暴力にさらされ、虐殺を目撃し心に傷を負っている。そこで寸劇を上演し、手だけあるいは簡単な身近な紙やダンボールを使い、子供たちの想像力を豊かにすることを目的とした

ワークショップを実施するとともに難民キャンプの子供たちも自ら参加する形で小劇を演出して、子供たちの心を慰めようとした。子供たちが目を輝かせて公演に参加したとの報告がなされている。

2007年4月にはインドネシアのアチェで子供向けの演劇ワークショップも実施されている。インドネシアでは、各地の独立要求運動、宗教間対立が紛争に発展し、多くの犠牲者を出している。中でも70年代にGAM（自由アチェ運動）が結成されて以降、中央政府との対立が先鋭化したアチェにおいては、駐留する国軍との抗争が発生し、武装派ゲリラのみならず市民からも数多くの死傷者をだした。その上2004年12月にはスマトラ沖地震・津波に襲われ、これが皮肉にも和平協定締結の道を開いたが、紛争と津波の両面の被害に見舞われたアチェの住民、特に子供たちの心のケアが必要とされている。終わりの見えない紛争の中で親や家族を亡くし、あるいは暴力を直接的・間接的に体験した子供たちは、復讐心を胸に抱き、軍人や警官になることを夢見て戦争ごっこに興じているという。この子供たちには精神的な傷を癒すことのみならず、未来への希望を持ち、自らを見つめなおすことが必要である。そこでバンダアチェ郊外で参加型の演劇ワークショップを実施し、1週間の合宿の中でストーリーテリング（話芸）の公演を見たり、子供たちにアチェの未来を寸劇につくらせたプロジェクトである。参加した子供たちは今後もネットワークを自主的に維持しようとしており、ここに紛争からの復興、地域の活性化への糸口が生まれている。

さらに、2006年5月に日本の自衛隊がイラクのサマワ地方に派遣されたときにサマワ・ムサンナ県の小学校328校と児童関連施設20機関に日本の絵本をアラビア語に翻訳したものや童話などの児童用アラビア語書物計24,000冊を寄贈するというプロジェクトも実施された。日本の児童図書としては皇后陛下作の『はじめてのやまのぼり』、高円宮妃殿下作の『氷山ルリの大航海』、折り紙の作り方を紹介した『折り紙キット』2種類が贈呈された。『はじめてのやまのぼり』は、昭和50年に皇后陛下がご一家で山登りをされたときの当時6歳だった長女黒田清子さんの思い出をもとに創作された。幼い少女が「カモシカ」と

いう目に見えない「心の支え」を抱いて、不安と期待の中で初めての山登りを成し遂げる姿が描かれている絵本である。『氷山ルリの大航海』は氷山ルリが北極から南極を旅する話である。折り紙は自衛隊員と子供とのコミュニケーションの道具として用いられた。これは戦争に苦しんだ地域の子供達に絵本をプレゼントすると同時に折り紙を媒体として日本の自衛隊員が現地の子供達と意思疎通を図った事例である。

同じ折り紙が災害後の復興で活用された他の事例もある。2003年12月のイラン南東部大地震による被害者で親を失った子供たちに対する子供たちの心のケアの事例である。これは2004年7月に日本の折り紙指導者（NGO折り紙外交の会指導者である田島栄次氏）をイランのテヘラン、バム、ケルマン、イスファハンの4都市に派遣し、ワークショップを開催したものである。現地ではイランの教育省に属する組織で学校教育を補足する図書、美術・工芸活動を行っていたグループの協力を得たものである。この事例では家族を地震で失った子供たちが懸命に折り紙に取り組み、できあがると大きな笑顔になったと報告されている⁹⁵⁾。

さらに「人間の安全保障」の対象となっている感染症についても国際交流基金が支援してきたフィリピン教育演劇協会によるエイズ予防啓発演劇ワークショップとして、2005年10月9日から29日まではフィリピンのケソンシティで、2006年8月27日から9月16日まではベトナムのハノイにおいてエイズの恐ろしさを伝え、啓発することを教育劇で子供たちに伝えている活動がある。

[知的交流による人間の安全保障の啓発・普及]

人間の安全保障については前述のように知的対話が概念を広める手段として用いられてきたが、災害についても知的交流が様々な形で実施されている。2005年にはアメリカのニューオーリンズにおいて、ハリケーン・カトリーナによる高潮と洪水の大災害が発生した。2006年にこの災害に関係する行政関係者、

95) ここに紹介した文化交流を通じた人間の安全保障の実践は筆者が勤務する国際交流基金の事業事例から引用したものである。

研究者、市民団体関係者、メディア関係者のグループを日本に招聘し、阪神・淡路大震災の被災地を訪問して、日本側専門家と意見や情報交換をしてもらった事例がある。これによっていかに災害に強い街を作るか、あるいは災害後の社会的格差の拡大をいかに防止するかといった問題について経験の共有が行われた。これも文化交流が広い意味での人間の安全保障につながっている事例である。国際文化交流は、紛争の様々な局面において、「触媒」として相互理解と和解を促進する役割を果たしている。このような文化交流を通じた「人間の安全保障」の実践は今後重要な役割を担っていくことになろう。

● ソフトパワーとしての人間の安全保障

前述のように高須人間の安全保障担当大使は、日本は「人間の安全保障大国（*Human Security Power*）」をめざすと提唱されているが、そのためには国内の足元にある問題の対処にあたって「人間の安全保障」として外国人問題や難民認定、人権問題に取り組むことがまず必要だとも指摘されている。その上で具体的な戦略を提示していく必要がある⁹⁶⁾。国内と国際の人間の安全保障を連続体として考えていくことも今後の課題であり、これは日本のみならず、他のアジア諸国にもいえることである。ちなみに平成17年1 - 2月に日本外務省の委託により中央調査社が実施した「地球規模問題に関する意識調査」⁹⁷⁾では日本が人間の安全保障に基づく外交政策を推進すべきという回答が85%を占めた。これに対して推進すべきではないという回答はわずか2.1%という結果が出ている。

日本は、国際安全保障への貢献では、ハード・パワーを発揮しようとする

96) 日本国連学会2006年総会における高須大使の講演より、2006年6月3日、京都大学にて

97) 地球規模問題に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とするために日本外務省が実施したもの。調査時期：平成17年1月7日～2月11日、対象：全国20歳以上の男女4,000人。結果は、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/i_chosa.htmlで閲覧できる。

憲法上の制約、過去の歴史へのしがらみを持つが、このような武力行使を伴わない「人間の安全保障」の視座から国際安全保障、地域安全保障に役割を果たすことには制約はない。日本はジョゼフ・ナイ・ハーバード大学教授の提言⁹⁸⁾以来注目されてきたソフト・パワーとして生き方を模索しているが、この文化面からの貢献もそのひとつの道である。

◆ カナダと「人間の安全保障」⁹⁹⁾

● ロイド・アクスワージー外務大臣と「人間の安全保障」

カナダは、1996年に外務・国際貿易大臣に就任したロイド・アクスワージー氏が、新しい外交の柱として「人間の安全保障」に注目した。アクスワージー大臣の人間の安全保障に関する考え方は外務貿易省が1999年に発表した概念ペーパー「人間の安全保障－変化する世界における人々の安全 (Human Security: Safety for People in a Changing World)」に示されている¹⁰⁰⁾。そして、「人間の安全保障」において武力紛争による人々の犠牲を防ぐことが優先課題であるとして、「欠乏からの自由」よりも「恐怖からの自由」に力点をおいた。そして、「人間の安全保障」の実践にあたっては、対人地雷全面禁止条約および国際刑事裁判所 (ICC) 設立に力を注いだ。

98) ソフト・パワーとは、ジョゼフ・ナイ教授がその著書『ソフト・パワー：21世紀国際政治を制する見えざる力』のなかで軍事力でもなく経済力でもない、第3の力として提起した。また、強制的な手段をハード・パワーとよび、そうでないもの一種の自発的な形での受け入れをソフト・パワーとよんでいる。

99) 本項は、Fukushima, Akiko “Human Security: Comparing Japanese and Canadian Government Thinking and Practice,” Canadian Consortium on Human Security, Visiting Fellow Paper, Vancouver: *Centre of International Relations, University of British Columbia*, 2004をベースとし、その後の研究成果を加味したものである。

100) Department of Foreign Affairs and International Trade, *Human Security: safety for people in a changing world*. Ottawa: DFAIT, 1999, pp. 3-4.

● 対人地雷全面禁止条約——オタワ・プロセス

対人地雷全面禁止条約は、カナダが主導した条約交渉プロセスで会議開催場所の名前をとってオタワ・プロセスと呼ばれるユニークな過程を経て実現した。すなわち、従来からの満場一致を原則とするジュネーブの国連軍縮会議の場ではなく、志を同じくする国々（like-minded countries）を糾合し、NGOのネットワークと連携して、条約交渉を纏め上げた。

対人地雷は第1次世界大戦時にはじめて使用され、その後第2次世界大戦、朝鮮戦争、ベトナム戦争で使用され、最近ではボスニア・ヘルツェゴビナやコンゴなどの内戦で使用された。対人地雷は敷設された場所が明確に記録されていない場合が多く、被害者は戦闘員にとどまらず一般市民に及び、かつ戦闘終了後も被害が続くことが問題視された。地雷を規制する条約としては1980年に特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）の第2議定書があり、民間人に対する地雷の無差別の使用が禁じられていたが、内戦に適用されず、また、プラスチック製地雷などが規制の対象外になっていたことが問題として認識されていた。この地雷問題の深刻さに危機感をもったNGOが1992年に国際地雷禁止キャンペーン（ICBL）という国際的なネットワークを立ちあげた。ICBLは当初CCWの改訂による対人地雷全面禁止をめざしたが、1996年5月に採択された改正議定書では、内戦への一部適用や、地雷の移譲規制の強化などの改正にとどまった。そこで全面禁止に関心を示していたカナダ、ノルウェーをはじめとする国々にICBLがはたらきかけ、志を同じくする国々が通常の締約国間による軍縮交渉の外で交渉を推進した。オタワ・プロセスはカナダ政府が1996年10月に対人地雷全面禁止に向けた国際戦略会議（通称オタワ会議）を開催し、これに米国、日本、欧州連合（EU）を含む50カ国が参加し、他にオブザーバー国も参加して会議が開かれた。この会議では段階的な対人地雷禁止が想定されていたが、オタワ会議の閉会時にアックスワージー外相が翌年12月に対人地雷全面禁止条約の署名を行うと宣言した。この提案は驚愕をもって受け止められ、なかには無謀との意見もあったが、1997年12月に条約は成立し、米国、ロシアや中国などの地雷兵器保有国が署名していないという問題はあ

時点で122カ国が署名した（日本は署名・批准完了）。これはまたカナダ政府がNGOと連携して目標を達成した事例でもある。ICBLが後にノーベル賞を受賞したこともあり、NGOの外交における役割が注目されたことにもつながり、カナダ政府はこの対人地雷全面禁止条約を人間の安全保障の実践の事例として挙げている。

● 国際刑事裁判所（ICC）の設立へ

また、カナダの人間の安全保障実践の事例として次に挙げられるのが国際刑事裁判所（ICC）の設立である。冷戦後一般市民をも巻き込む内戦型の紛争が増加する中で戦争犯罪を裁く常設の裁判所の設置が必要だという意見が強まった。非人道的な組織的暴力をふるった人を国際法上の犯罪者として追及することは、第1次大戦後のベルサイユ条約にも言及がある。国連も1947年には裁判所設立を検討し、国際法委員会に要請する総会決議を行ったが設立にはいたらなかった。旧ユーゴスラビアとルワンダにおける紛争については国際刑事法廷が設けられたが、その後常設の国際刑事裁判所（ICC）設置を推進する志を同じくする国々、やはりカナダ、ノルウェー、ドイツが中心になってローマ外交会議実現へとこぎつけていった。また、戦争犯罪人の処罰を求め、被害者の人権回復や擁護を求める国際NGOネットワーク「国際刑事裁判所を求めるNGO連合（NGO Coalition for the International Criminal Court CICC）」の活動とも連携した¹⁰¹⁾。米国などの反対もあり、ICC設置までの道のりは険しかったが、交渉の中心となった全体委員会議長にカナダのキルシュ（Philippe Kirsch）条約局長が選出され、条約案を精力的にとりまとめたと評価された¹⁰²⁾。このようにカナダは、「人間の安全保障」を外交の理念として掲げ、対人地雷全面禁止条約やICC設立規程の整理という大きな成果をあげた。その中でNGOと効果的に連携し、NGOのもつ情報、交渉術を活用し、そのPR活動を通じて関係国

101) 目加田説子「国際刑事裁判所とNGO」『世界』704号、2002年、220頁

102) 塚田洋「カナダ外交における『人間の安全保障』」『レファレンス』平成17年4月号、65頁 http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200504_651/065103.pdf

に影響を与えるという相乗効果を生み出した。

● 人間の安全保障ネットワーク設立

その後、これらの活動で志を同じくしたカナダのアクスワージー外務大臣とノルウエーのフォルベーク外務大臣が中心になって、地雷や紛争下の児童の保護などの紛争に関連した問題を中心とした「人間の安全保障」を推進するため、「人間の安全保障ネットワーク（The Human Security Network: HSN）」を1999年に設立し、毎年閣僚級の会合を開催し、人間の安全保障にかかわるテーマを検討している¹⁰³⁾。参加国は、カナダ、オーストラリア、チリ、ギリシャ、アイルランド、ヨルダン、マリ、オランダ、ノルウエー、スロベニア、スイス、タイ、南アフリカ（オブザーバー）の13カ国である。

しかしながら、日本は、このネットワークは、「各国により程度の差はあるが、紛争状況における人間の安全保障を重視するとともに、国家による人間の安全保障が確保されていない場合は、場合によっては武力行使を含めた人道的介入が許されるとの点を強調する傾向にあり、我が国は人間の安全保障を開発の側面も含めた包括的なものとして理解している」¹⁰⁴⁾ ことから参加しなかった。

しかし、日本は2003年5月にオーストリアで人間の安全保障ネットワーク閣僚会議が開催された折、緒方貞子氏が人間の安全保障委員会共同議長の立場でゲストスピーカーとして参加し、委員会報告書を紹介した。その後2004年6月にマリで開催された閣僚会合に佐藤啓太郎アフリカ紛争・難民大使が正式なオブザーバーとして参加した。また2005年5月にカナダのオタワで開催された閣僚会合には駒野欽一・人間の安全保障担当大使がゲストとして参加した。2006

103) Michael Small, "The Human Security Network," in Rob McRoe and Don Hubert eds., *Human Security and the New Diplomacy*, Montreal and Kingston: McGill-Queens' University Press, 2001, pp. 75-87.

104) 日本外務省ホームページより。"http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0516b.html

年6月のタイのバンコク、2007年5月のスロベニアにおける同会合にも高須幸雄・人間の安全保障担当大使がゲストとして参加した。

カナダは、これまで人間の安全保障については狭義の解釈をとり、人間と地域社会に対する物理的な暴力からの安全を指すと定義してきた。カナダは広義の解釈に含まれる貧困、飢餓や病気、自然災害、環境破壊なども重要な課題であると位置付けており、グローバル化の暗黒の部分と認識して、これを否定しているわけではない。しかし、これらの対策は開発問題の範疇で対策がとられており、あえて「人間の安全保障」と定義する必要が無いという立場である。従ってカナダは戦争における人命という対価を減らすべく平和と人々の保護に力を入れてきている。その中には伝統的にカナダが取り組んできた平和維持活動、さらには現在の平和支援活動や平和構築活動も含まれる。

● 第3世代の人間の安全保障へ

カナダは自らの「人間の安全保障」の実践が変容してきていると考えている。すなわち、第1世代の「人間の安全保障」では国際人道法、人権法をもとに武力紛争における人間の保護のための規範や機構づくりに取り組んできたと自らを位置付けている。それがまさに前述の対人地雷禁止条約締結、ICC設立、そしてさらには小型武器規制、児童兵士の保護や2000年の女性と平和と安全保障に関する安保理決議1325号の採択である。この決議では武力紛争の女性への影響と人間の安全保障を含む権利の擁護、平和プロセスへの全面参加などが謳われている。そして平和構築においても女性問題に配慮した訓練の必要性が指摘されている。規範作りという点では前述の「保護する責任」を打ち出し、推進してきている。第2世代の「人間の安全保障」では第1世代で作られた規範や制度をモニターし、実施している。例えば「人間の安全保障報告」、「地雷モニター」、「小型武器調査」、「国内避難民調査」、「平和活動のレビュー」などの報告書を通じてのモニタリングが挙げられる。また国連によるモニタリングとしてUNICEDによる児童調査やUNHCRによる世界の難民調査もその実践のひとつとカナダは考えている。そして児童兵士の問題についてはより堅牢な政府間

組織によるモニタリングが必要だと主張してきていたが、2005年7月には国連安保理において児童と武力紛争に関する決議1612号が採択され、児童への攻撃、学校や病院への攻撃、レイプ、拉致や児童兵士の採用などの問題を取り上げるモニタリングと報告のメカニズムをつくることが決議されたことを成果として挙げている。

そして、現在は第3世代に入っているとして、戦争以外の暴力からの安全を課題とし、とりわけ都市部の暴力を取り上げている。ただし、第1世代、第2世代の人間の安全保障の実践も完了したわけではなく継続しなければならないという考え方である。第3世代では、戦争ではないが、安全保障が損なわれている状態から人々を救うことを人間の安全保障の対象としている。例えばコロンビアの内戦よりも1980年代、1990年代により多くの市民がリオデジャネイロの暴力事件で死亡したという事例がある。また、貧しいスラムで育った子供達が民族浄化の対象になり、売春をさせられたり、犯罪組織に勧誘されたりする例がまだ多いことを挙げて、戦争以外で暴力の被害にあっている子供を救うことを目標のひとつにしている¹⁰⁵⁾。そのほか地域グループ同士の対立やガードマンを雇うなどの自衛手段にでる裕福な市民がいると公共の安全確保が手薄になるなど安全保障の個人化（privatization of security）を課題として挙げている¹⁰⁶⁾。

このようにカナダは、明白に狭義の人間の暴力からの自由を軸とした「人間の安全保障」の実践に取り組んでいる。従って日本とカナダの「人間の安全保障」に対する考え方に差異はあるが、最近では両国共に実践に注目しており、平和構築など共通課題も生まれている。例えば、アフガニスタンの復興においてPRTを各国が展開する中で、カナダは各コミュニティの安全の回復、確保を、日本は教育や紛争後のヒーリング、民族の誇りの回復などの文化面を担当するなどの分業が可能になろう。

105) humansecurity-cities.org, *Human Security for an Urban Century: Local Challenges, Global Perspectives*, 2007.

106) 2007年7月の筆者のオタワにおけるカナダ政府関係者のインタビューによる。

しかしながら、保守党のハーパー政権の下では、「人間の安全保障」はリベラル政権のラベルであり、中身の実践については異議はないが、ラベルの使用はしないことを打ち出している。これはカナダのみならず、その他の国々においても政治家が規範推進者になっている国では同様の状況が展開しているが、これは「人間の安全保障」の理念が、前述のように政治家によって導入され、その後学者、市民社会に広がったことのひとつの代償とも言えよう。

Ⅲ. 結びにかえて——「人間の安全保障」は21世紀のグローバル・ガヴァナンスの柱となりうるのか

1994年UNDP人間開発報告書で「人間の安全保障」という語彙が登場してから10余年を経て、本稿で述べたような関係者の「人間の安全保障」に対する取り組み、受け止め方の変遷があった。その間、外的要因としてアジア金融危機、津波、テロ、さらにはアフガニスタン戦争、イラク戦争等があり、安全保障を脅かす脅威の多様化、越境化とそれに伴う共通の脆弱性（Vulnerability）に対する認識が高まった。そして、小渕恵三、緒方貞子、アマルティア・セン、スリン・ピツワン、ロイド・アクスワージー、ガレス・エバンス等の「人間の安全保障」を熱心に推進した規範推進者（norm entrepreneurs）の努力によって「人間の安全保障」の理念は世界で理解と普及が進み、次第に受け入れられつつある。

そして、いまイラク戦争を経て、暴力の様々な顔が認識される中で、人々の安全とコミュニティの安定を図るためにはハードな安全保障だけでは不十分であり、それを補完するソフトな安全保障の必要性が痛感されるようになっていく。それではそのような中でソフトな安全保障のひとつである「人間の安全保障」はこれからグローバル・ガヴァナンスの理念として花を咲かせることができるのだろうか。それとも冷戦後の安全保障概念の変容の中の短命なひ弱な花に終わるのだろうか。

21世紀の国際関係において究極の主体が「人間」であることは衆目の一致するところである。以前であれば「国民」とよばれていたが、弱体国家や破綻国家の発生をうけて現在は「人間」という単位が保護され、その安全を守らなければならないという論理が展開されている。「人間の安全保障」は、理論的な発展により牽引されたというよりも国際機関、各国政府、政治家、外交官、NGO活動家がまず少数の有識者の提言を受けてこの概念に着目し、提唱したという経緯がある。すなわちどちらかという政府関係者により政策フレームワークのラベルとして用いられてきた傾向が強く、日本政府もカナダ政府も直接にあるいは委員会などを設置して「人間の安全保障」に関するパンフレットや報告書を数多く発表してきた。他の国際関係論の理論研究とは異なり、むしろ学者の研究は政府のイニシアティブの後に続いてきたが、ようやく最近活発に研究されるようになってきた。その結果大量の書物、雑誌の記事が掲載され、日本においても「人間の安全保障」に関するセミナーや大学の講座も相次いで開設されるに至っている。

定義や解釈をめぐる激しい対立も次第に解けてきている。本稿で述べたようにまず「人間の安全保障」は国家安全保障に対する対立概念としてとらえられていたが、次第に国家安全保障を補完するものとの認識が広がっている。また、「人間の安全保障」を「恐怖からの自由」か「欠乏からの自由」かという二者択一でとらえる時期を経て、本稿で論じたように「人間の安全保障」は両方を包含するという方向に収斂しつつある。例えば狭義の定義を用いた『人間の安全保障報告書2005年版』でも紛争は「貧困、犯罪、不安定で不平等な政治体制、民族差別や国家のキャパシティの低下などにより」発生するとの認識が研究結果として記述されている¹⁰⁷⁾。そして、「人間の安全保障」の理念の分水嶺となってきた人道的介入についても「保護する責任」という切り口からの理解が深められようとしている¹⁰⁸⁾。

107) *The Human Security Report*, 2005 The Human Security Centre, University of British Columbia, Vancouver, p. 7.

このように対立軸が少しずつ解け、「人間の安全保障」という言葉も次第に国際社会に受け入れられるようになってきている。しかし、まだ主流化されるにはいたっていない。このような中で「人間の安全保障」については定義上のコンセンサスを追求しても不毛であり、実践することに主眼が移っている。いわば、「人間の安全保障」とは言わずに実践することを主張する関係者も増えてきている(We don't talk human security but do human security.)。換言すると「人間の安全保障」というラベルを貼らずとも対象に優先順位をつけて機能的実践・協力をすすめることが現実的であるとの認識もひろがってきている。すなわち、いま「人間の安全保障」をどう実践(Operationalize)するかが問われている。

さらに、「人間の安全保障」は国家を中心とした安全保障の取り組みとは異なり、人間を中心においた視座で考える概念として登場したのであるが、カナダ、ノルウェー、日本などの国家の外交政策として実践されてきている。その中で目立つのはこれらの国々が「人間の安全保障」を国内問題として取り組むよりも外交政策として取り組んできていることである。すなわち各国は、後述するように「人間の安全保障」を国際社会の中で自国の国威発揚、あるいは影響力行使の手段として使い、自国の認知度をあげようとしている側面が強く、自国民よりは他国民が「人間の安全保障」の対象となっている状況にある。これは「人間の安全保障」という言葉とは一見矛盾しているように思える。

「人間の安全保障」の重要な担い手は、市民社会である。小渕恵三総理は、「人間一人ひとりの自由と可能性を確保していくためには、市民の自発的な取り組みが不可欠であると考えており、その意味でNGOなど市民社会(シビルソサエティ)の役割が重要になってきている」¹⁰⁹⁾と述べ、NGOとの連携の重要性を指摘した。しかしながらこれまで「人間の安全保障」は、対人地雷問題や地球温暖化問題を除くと政府が様々なイニシアティブを先行してとってきた感がある。今後、定義の議論が収束し、実践指向型、政策指向型の定義に移っていけば、

108) Job, Brian and Evans, Paul M, "Human Security and Northeast Asia: Seeds Germinating on Hard Ground," University of British Columbia, Vancouver, Canada, *Working Paper*, 2005, p. 4.

市民社会、NGOの役割も大きくなるであろう。実際、NGOの活動の中には「人間の安全保障」に分類できるものが多いのである。近衛忠輝日本赤十字社社長は緊急人道援助について官民が理念を共有することによりNGOの活動との相乗効果が期待できることを指摘している。特に戦時と平時の区別が曖昧になり、総合危機が増えるなかで介入の基準を明確にする必要性を説いている¹¹⁰⁾。

グローバル化された国際社会でグローバルな脆弱性が共有され、不安が広がる現在、真の「人間の安全保障」の実現が求められている。グローバル・ガヴァナンスにおいても、リージョナル・ガヴァナンスにおいても、そしてナショナル・ガヴァナンスにおいても、ローカル・ガヴァナンスにおいても「人間の安全保障」を共通の理念として政策的な実践に結び付けていくことが今こそ求められている。特に「人間の安全保障」は国内政策からはじめなければならない。例えば少子化による人口減少が課題となっている諸国では経済活動を維持するためには、生産性の向上、規制の緩和等の努力とともに移民の受入れもまた選択肢のひとつではある。しかし、この移民の人々をどのように各コミュニティで受け入れるかと言う多文化共生の問題は「文化の衝突 (clash of cultures)」をも生み出し共通の問題になっている。そして国内格差の拡大も社会の不安定要因になりかねない。

この10年に亘り、「人間の安全保障」は活発に議論されてきた。いまや議論の時を超えて、脅威から人々を守り、それに対処できる能力をつけていくための実践が求められている¹¹¹⁾。そして真の「人間の安全保障」の実践のためには、政治、経済から文化までホリスティックな戦略的、戦術的な取り組みが必要である。さもなければ「人間の安全保障」は時代のひよわな花に終わる。

109) 小淵恵三基調講演「人間の安全保障を求めて」『日本国際問題研究所創立40周年記念シンポジウム報告書』、1999年12月11-12日、国連大学にて

110) 近衛忠輝「人道主義と人間の安全保障」勝俣誠編著『グローバル化と人間の安全保障』日本経済評論社、2001年、51-52頁

111) 栗栖薫子氏は「人間の安全のためのガヴァナンス」というラベルを提案している。栗栖薫子「人間の安全保障—主権国家システムの変容とガヴァナンス」赤根谷達夫・落合浩太郎編『「新しい安全保障」論の視座』亜紀書房、2001年、142頁

【参考文献】

〈和文文献〉

- 赤根谷達雄「新しい安全保障の総体的分析」赤根谷達夫・落合浩太郎編『新しい安全保障』論の視座』亜紀書房 2001年
- エバンス、ポール「人間の安全保障をめぐるアジアからの視座」佐藤誠・安藤次男編『人間の安全保障：世界危機への挑戦』東信堂 2004年
- ロスチャイルド、エマ「言葉の時代：人間の安全保障の歴史」（旦祐介訳）東海大学平和戦略国際研究所編『21世紀の人間の安全保障』東海大学出版会 2005年
- 大泉敬子「『ソマリアにおける国連活動の人的干渉性』と国家主権のかかわり——人間の安全保障型平和活動への道」『国際法外交雑誌』国際法学会 第99巻第5号 2000年 1-40頁
- 勝俣誠編著『グローバル化と人間の安全保障』日本経済評論社 2001年
- 栗栖薫子「人間の安全保障——主権国家システムの変容とガヴァナンス」赤根谷達夫・落合浩太郎編『新しい安全保障』論の視座』亜紀書房 2001年
- 近衛忠輝「人道主義と人間の安全保障」、勝俣誠編著『グローバル化と人間の安全保障』日本経済評論社 2001年
- 佐藤誠三郎「『国防』がなぜ『安全保障』になったのか」『外交フォーラム』特別編 1999年
- 佐藤行雄「日本の国連外交と人間の安全保障」『国際問題』 2004年
- セン、アマルティア、東郷えりか訳『人間の安全保障』集英社新書 2006年
- 人間の安全保障委員会報告書『安全保障の今日的課題』朝日新聞社 2003年
- 篠田英朗・上杉勇司編『紛争と人間の安全保障』国際書院 2005年
- 篠田英朗「安全保障概念の多義化と『人間の安全保障』」広島大学平和科学研究センター編『IPSHR研究報告シリーズ研究報告No.31：人間の安全保障論の再検討』 2004年 51-84頁
- 篠田英朗「人間の安全保障の観点からみたアフリカの平和構築」望月克哉編『人間の安全保障の射程』アジア経済研究所 IDE-JETRO研究双書 No.550 2006年
- 田瀬和夫・武見敬三「人間の安全保障と日本の役割」東海大学平和戦略国際研究所編『21世紀の人間の安全保障』東海大学出版会 2005年
- 田中明彦「グローバル・ガヴァナンス——規範・制度・主体」『社会科学研究』

- 東京大学社会科学研究所紀要 第52巻第6号 2001年
塚田洋「カナダ外交における『人間の安全保障』』『レファレンス』平成17年4
月号
日本国際問題研究所創立40周年記念シンポジウム報告書「人間の安全保障を求
めて」1999年12月11日-12日 国連大学於
ジョセフ・ナイ著、山岡洋一訳『ソフトパワー：21世紀国際政治を制する見え
ざる力』日本経済新聞社 2004年
NIRA・横田洋三・久保文明・大芝亮編『グローバル・ガバナンス：新たな脅威
と国連とアメリカ』日本経済評論社 2006年
福島安紀子著・訳『レキシコン アジア太平洋安全保障対話』日本経済評論社
2002年 184-186頁
武者小路公秀『人間安全保障論序説』国際書院 2003年
目加田説子『国境を越える市民ネットワーク：トランスナショナル・シビルソ
サエテ』東洋経済新報社 2003年
山内敏弘「安全保障論のパラダイム転換」『法律時報』Vol.73 No.6 2001年
4-10頁
吉田文彦『人間の安全保障戦略』岩波書店 2004年
渡邊昭夫・土山實男編『グローバル・ガバナンス 政府なき秩序の模索』東
京大学出版会 2001年

<英文文献>

- Amitav Acharya, "Securitization in Asia: Functional and Normative Implications,"
in Mely Caballero-Anthony, Ralf Emmers, Amitav Acharya eds.,
Non-traditional Security in Asia, Ashgate, Hampshire, England, 2006
Annan, Kofi "In Larger Freedom: Decision Time at the UN," *Foreign Affairs*,
Vol.84, No.3 May/June 2005
Bull, Hedley *The Anarchical Society*, New York: Columbia University Press,
1976.
Buzan, Barry *People, States and Fear*, Second Edition, Harvester Wheatsheaf,
New York, 1991
Buzan, B., Waeber, O. and Wilde, J., *Security: A New Framework for Analysis*,

- Boulder, Co: Lynne Rienner, 1998
- Chu Shulong, *China and Human Security* Vancouver: Program on Canada-Asia Policy Studies, North Pacific Policy Paper #8, 2002
- East Asia Vision Group Report 2001, *Towards an East Asian Community; Region of Peace, Prosperity and Progress*, 2001
- East Asia Study Group, *Final Report*, 2002
- Fukushima, Akiko "Human Security: Comparing Japanese and Canadian Government Thinking and Practice," *Canadian Consortium on Human Security, Visiting Fellow Paper*, Vancouver: Centre of International Relations, University of British Columbia, 2004
- Heritage Foundation, *Reclaiming the Language of Freedom at the United Nations*, September 6, 2006
- Human Security Centre, *Human Security Report 2005: War and Peace in the 21st Century*, New York Oxford, Oxford University Press, 2005
- James Jay Carafano, and Janice A. Smith, "Human Security at the UN," in Kim R. Holmes eds, *Reclaiming the Language of Freedom at the United Nations*, September 6, 2006
- Job, Brian and Evans, Paul M, "Human Security and Northeast Asia: Seeds Germinating on Hard Ground," University of British Columbia, Vancouver, Canada, *Working Paper*, 2005
- King, G and Murray, C., "Rethinking HS," *Political Science Quarterly*, 2001-2, 116 (4)
- McRoe, Rob and Hubert, Don eds., *Human Security and the New Diplomacy*, Montreal and Kingston: McGill-Queen's University Press, 2001
- Petrella, Richard "Globalization and Internationalization: The Dynamics of the Emerging World Order," in Robert Boyer and Daniel Drache, eds, *States against Markets: The limits of Globalization* London: Routledge, 1996
- Owen, Taylor, "Human Security ? Conflict, Critique and Consensus: Colloquium Remarks and a Proposal for a Threshold Based Definition," in P. Burgess and T. Owen eds, "What is Human Security," Comments by 21 authors, Special Issue of *Security Dialogue*, 35 September, 2004
- Suhrke, Astri., "A Stalled Initiative," *Security Dialogue*, 2004 Vol.35, No.3.

- Study Group on Europe's Security Capabilities, "A Human Security Doctrine for Europe: The Barcelona Report of the Study Group on Europe's Capabilities," September 15, 2004, 9
- The Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty, *The Responsibility to Protect*, December 2001
- The Report of the Secretary-General's High-level Panel on Threats, Challenges and Change, *A more secure world: Our shared responsibility*, December 2004
- Rothschild, Emma "What is Security?" *Daedalus*, Summer 1995
- Tadjbakhsh, Shahrbanou and Chenoy, Anuradha M. *Human Security: Concept and implications*, Routledge, London and New York, 2007
- United Nations, *Human Security for All*, 2006
- UNDP *Human Development Report* New York, Oxford University Press, 1994
- U.N. Secretary-General, "An Agenda for Peace: Preventive Diplomacy, Peacekeeping" June 17 1992
- U.N. Secretary-General, "In Larger Freedom: Towards Development, Security and Human Right for All," A/59/2005, U.N.General Assembly, 59th Sess., March 21, 2005
- Young, Oran R *Governance in World Affairs*, Ithaca: Cornell U.P., 1999, 5
- Wang Yizhou, "China Facing Non-Traditional Security: A Report on Capacity Building," in R. Emmers, M. Caballero-Anthony and A.Acharya eds., *Studying Non-Traditional Security in Asia: Trends and Issues*, Singapore, Marshall Cavendish Academic, 2006